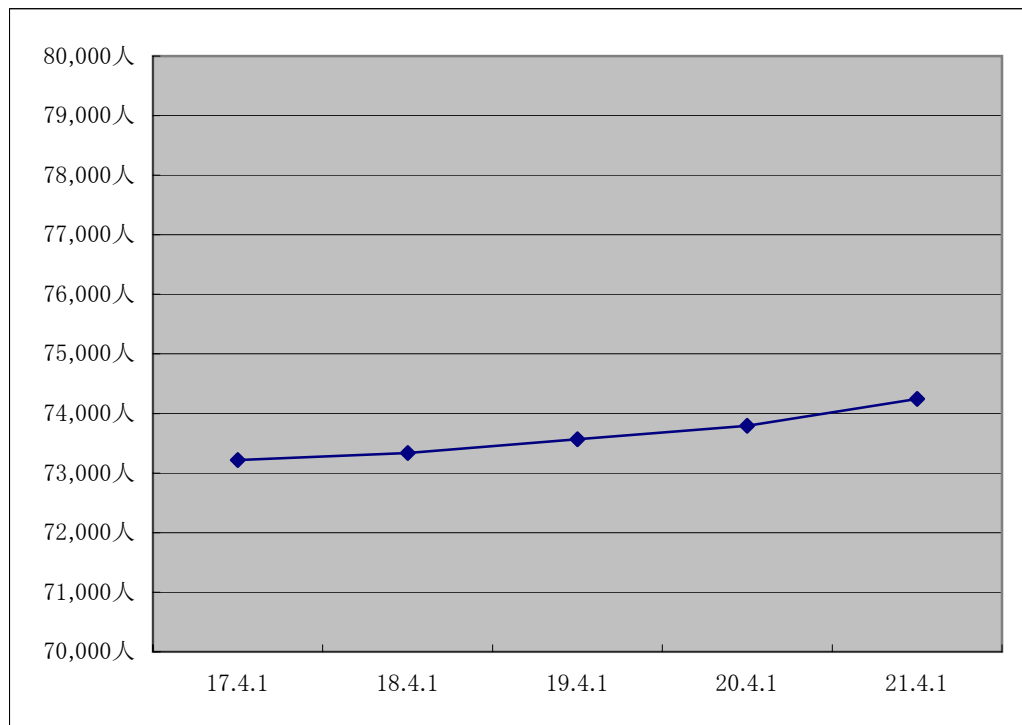


参考資料

国立市の人口動向

●総人口の推移

17.4.1	18.4.1	19.4.1	20.4.1	21.4.1
73,217人	73,339人	73,567人	73,794人	74,247人

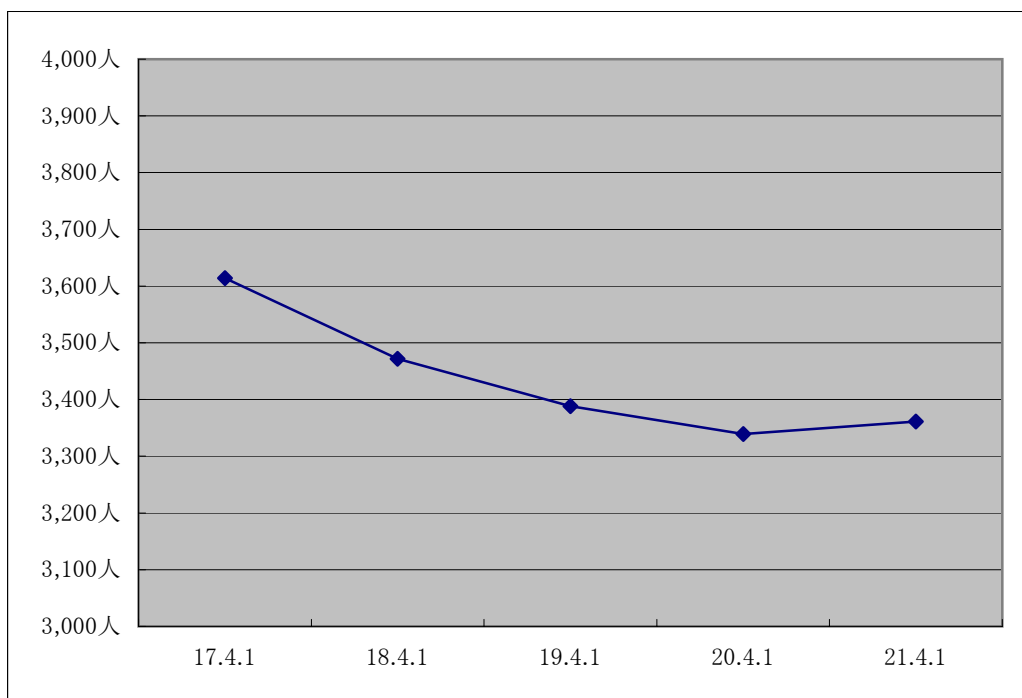


●就学前児童数(各年4. 1時点で0～5歳の児童)の推移

17.4.1	18.4.1	19.4.1	20.4.1	21.4.1
3,614人	3,472人	3,388人	3,339人	3,361人

【推計値】次世代育成後期行動計画より

26.4.1	29.4.1
3,382人	3,196人



市内各施設の入所児童数等の推移

●認可保育所入所児童数

年齢	市内園 定員	17.4.1					18.4.1					19.4.1					20.4.1					21.4.1				
		市内園 市内児童	市内園 受託児童	市内園 合計	市外園 市内児童	市内児童 合計	市内園 市内児童	市内園 受託児童	市内園 合計	市外園 市内児童	市内児童 合計	市内園 市内児童	市内園 受託児童	市内園 合計	市外園 市内児童	市内児童 合計	市内園 市内児童	市内園 受託児童	市内園 合計	市外園 市内児童	市内児童 合計	市内園 市内児童	市内園 受託児童	市内園 合計	市外園 市内児童	市内児童 合計
		A	B	A+B	C	A+C	A	B	A+B	C	A+C	A	B	A+B	C	A+C	A	B	A+B	C	A+C	A	B	A+B	C	A+C
0歳児	87	69	6	75	3	72	73	6	79	4	77	67	4	71	2	69	79	8	87	1	80	81	4	85	2	83
1歳児	138	135	7	142	4	139	117	18	135	4	121	136	8	144	5	141	135	3	138	4	139	136	7	143	3	139
2歳児	183	192	5	197	8	200	179	15	194	4	183	156	19	175	6	162	174	14	188	5	179	184	7	191	3	187
小 計	408	396	18	414	15	411	369	39	408	12	381	359	31	390	13	372	388	25	413	10	398	401	18	419	8	409
3歳児	213	215	12	227	3	218	226	12	238	7	233	214	16	230	5	219	190	19	209	4	194	213	16	229	6	219
4歳児	233	214	12	226	10	224	221	13	234	5	226	234	11	245	9	243	221	15	236	4	225	194	20	214	5	199
5歳児	241	228	16	244	15	243	214	15	229	11	225	216	16	232	9	225	227	15	242	12	239	223	18	241	6	229
小 計	687	657	40	697	28	685	661	40	701	23	684	664	43	707	23	687	638	49	687	20	658	630	54	684	17	647
合 計	1,095	1,053	58	1,111	43	1,096	1,030	79	1,109	35	1,065	1,023	74	1,097	36	1,059	1,026	74	1,100	30	1,056	1,031	72	1,103	25	1,056

2

●認証保育所入所児童数

年齢	市内園 定員	17.4.1					18.4.1					19.4.1					20.4.1					21.4.1				
		市内園 市内児童	市内園 受託児童	市内園 合計	市外園 市内児童	市内児童 合計	市内園 市内児童	市内園 受託児童	市内園 合計	市外園 市内児童	市内児童 合計	市内園 市内児童	市内園 受託児童	市内園 合計	市外園 市内児童	市内児童 合計	市内園 市内児童	市内園 受託児童	市内園 合計	市外園 市内児童	市内児童 合計	市内園 市内児童	市内園 受託児童	市内園 合計	市外園 市内児童	市内児童 合計
		A	B	A+B	C	A+C	A	B	A+B	C	A+C	A	B	A+B	C	A+C	A	B	A+B	C	A+C	A	B	A+B	C	A+C
0歳児	18	8	1	9	1	9	4	4	8	1	5	9	2	11	1	10	10	1	11	2	12	6	4	10	0	6
1歳児	33	21	5	26	2	23	16	8	24	1	17	20	10	30	1	21	27	10	37	3	30	33	8	41	3	36
2歳児	33	19	7	26	1	20	16	9	25	3	19	18	8	26	2	20	19	11	30	2	21	26	7	33	1	27
小 計	84	48	13	61	4	52	36	21	57	5	41	47	20	67	4	51	56	22	78	7	63	65	19	84	4	69
3歳児	0			0		0			0	2	2			0	1	1	0	0	0	1	1	0	0	0	2	2
4歳児	0			0	1	1			0	1	1			0		0	0	0	0	2	2	0	0	0	1	1
5歳児	0			0		0			0	1	1			0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
小 計	0	0	0	0	1	1	0	0	0	4	4	0	0	0	1	1	0	0	0	3	3	0	0	0	4	4
合 計	84	48	13	61	5	53	36	21	57	9	45	47	20	67	5	52	56	22	78	10	66	65	19	84	8	73

●保育室入所児童数

年齢	市内園 定員	17.4.1	18.4.1	19.4.1	20.4.1	21.4.1
		市外園 市内児童	市外園 市内児童	市外園 市内児童	市外園 市内児童	市外園 市内児童
0歳児	0		1	1		
1歳児	0	1	1			3
2歳児	0		2		1	1
小 計	0	1	4	1	1	4
3歳児	0					
4歳児	0					
5歳児	0					
小 計	0	0	0	0	0	0
合 計	0	1	4	1	1	4

(市外施設のみ)

●家庭福祉員入所児童数

年齢	市内園 定員	17.4.1	18.4.1	19.4.1	20.4.1	21.4.1
		市内園 市内児童	市内園 市内児童	市内園 市内児童	市内園 市内児童	市内園 市内児童
0歳児	2					
1歳児						2
2歳児						
小 計	2	0	0	0	0	2
3歳児	0					
4歳児						
5歳児						
小 計	0	0	0	0	0	0
合 計	2	0	0	0	0	2

(市内施設のみ:平成20年12月から1施設2名定員)

●認定こども園

年齢	市内園 定員	17.4.1	18.4.1	19.4.1	20.4.1	21.4.1
		市外園 市内児童	市外園 市内児童	市外園 市内児童	市外園 市内児童	市外園 市内児童
0歳児	0					
1歳児	0					
2歳児	0					
小 計	0	0	0	0	0	0
3歳児	0					
4歳児	0					1
5歳児	0					
小 計	0	0	0	0	0	1
合 計	0	0	0	0	0	1

(市外施設のみ:平成18年10月から制度開始)

ω

●幼稚園等入園児童

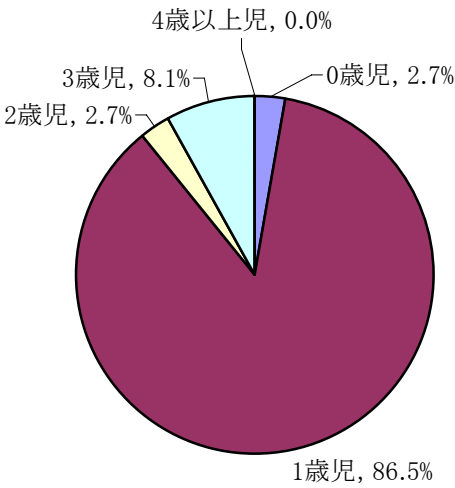
年齢	市内園 定員	17.5.1					18.5.1					19.5.1					20.5.1					21.5.1				
		市内園 市内児童	市内園 受託児童	市内園 合計	市外園 市内児童	市内児童 合計	市内園 市内児童	市内園 受託児童	市内園 合計	市外園 市内児童	市内児童 合計	市内園 市内児童	市内園 受託児童	市内園 合計	市外園 市内児童	市内児童 合計	市内園 市内児童	市内園 受託児童	市内園 合計	市外園 市内児童	市内児童 合計	市内園 市内児童	市内園 受託児童	市内園 合計	市外園 市内児童	市内児童 合計
		A	B	A+B	C	A+C	A	B	A+B	C	A+C	A	B	A+B	C	A+C	A	B	A+B	C	A+C	A	B	A+B	C	A+C
0歳児				0		0			0		0			0		0			0		0			0		0
1歳児				0		0			0		0			0		0			0		0			0		0
2歳児				0		0			0		0			0		0			0		0			0		0
小 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3歳児	556	310	130	440	50	360	277	185	462	52	329	237	159	396	46	283	256	141	397	42	298	237	127	364	46	283
4歳児	663	319	187	506	58	377	328	159	487	51	379	295	207	502	54	349	258	188	446	47	305	287	153	440	45	332
5歳児	698	340	157	497	71	411	316	186	502	53	369	322	162	484	59	381	303	212	515	51	354	264	187	451	48	312
小 計	1,917	969	474	1,443	179	1,148	921	530	1,451	156	1,077	854	528	1,382	159	1,013	817	541	1,358	140	957	788	467	1,255	139	927
合 計	1,917	969	474	1,443	179	1,148	921	530	1,451	156	1,077	854	528	1,382	159	1,013	817	541	1,358	140	957	788	467	1,255	139	927

(類似施設含む)

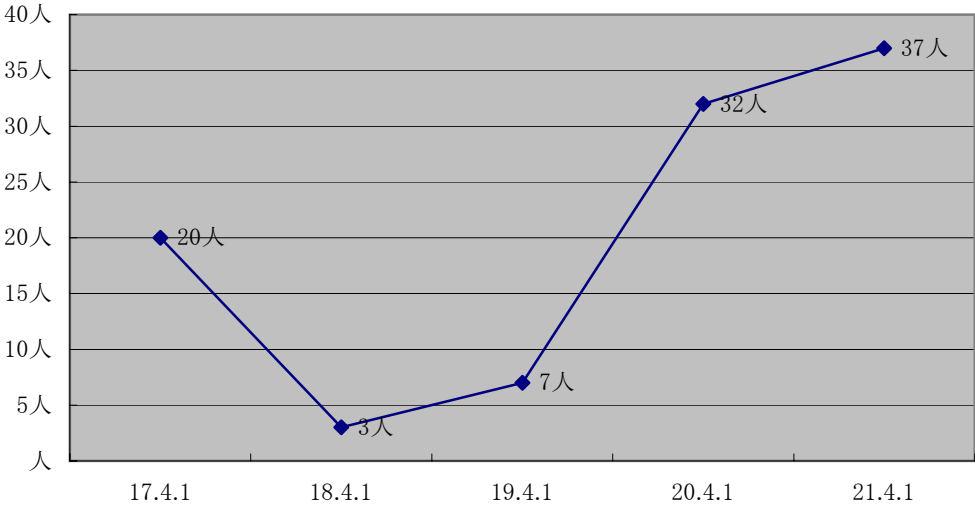
●認可保育所入所待機児童数

年齢		17.4.1		18.4.1		19.4.1		20.4.1		21.4.1	
		旧定義	新定義	旧定義	新定義	旧定義	新定義	旧定義	新定義	旧定義	新定義
0歳児		1	0	3	1	2	0	15	7	9	1
1歳児		19	12	3	1	10	4	28	19	75	32
2歳児		12	6	1	1	1	1	7	3	7	1
小 計		32	18	7	3	13	5	50	29	91	34
3歳児		6	2	1	0	4	2	3	2	4	3
4歳児		0	0	0	0	0	0	2	1	0	0
5歳児		0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
小 計		6	2	1	0	4	2	6	3	4	3
合 計		38	20	8	3	17	7	56	32	95	37

21.4.1 待機児童の年齢別内訳



待機児童数(新定義)の推移



【各保育関係施設について】

○認可保育所

保護者が就労等の理由により保育できない児童が入所する児童福祉施設である。

国の定めた基準を満たした保育施設である。

入所決定及び保育料の徴収は市町村が行う。保育料は世帯の税額等により異なる。(応能負担)

認可保育所はさらに、設置主体、運営主体により公設か民設か、公営か民営かに分かれる。

現在国立市内に11施設ある。(公設公営4、公設民営1、民設民営6)

公設公営保育所は、市が直接運営するため、市の施策を反映しやすい。一方、国・都の負担金等がないなど、民設保育所に比べ、経費面で市の負担が大きい。

民設民営保育所は、民間事業者(国立市内はすべて社会福祉法人)が設置・運営するため、事業者ごとの特性を生かした保育を行う。主に入所児童数に応じた運営費が行政から支払われ、その中で運営することとなる。国・都の負担金等があり、公設保育所に比べ、経費面で市の負担は小さい。

公設民営保育所は、保育所の設置は市が行い、運営を民間事業者が行う。民間事業者が運営するため、事業者ごとの特性を生かした保育を行う。主に入所児童数に応じた運営費が行政から支払われ、その中で運営することとなる一方、国・都の負担金等がないので、経費面では、公設公営保育所よりは市の負担が小さく、民設民営保育所よりは負担が大きい。

○認証保育所

東京都の定めた基準を満たした保育施設である。

保育士設置基準など認可保育所よりも基準を緩和する一方、13時間保育、0歳児保育など東京都の特性に着目した独自の基準を設定している。

施設と利用者の直接利用契約、保育料は利用契約時間等により異なる。(応益負担)

現在国立市内に3施設ある。

民間事業者(国立市内は医療生活協同組合、学校法人、特定非営利活動法人)が設置・運営するため、事業者ごとの特性を生かした保育を行う。主に入所児童数に応じた運営費が行政から支払われ、その中で運営することとなる。認可保育所に比べ、経費面で市の負担は小さい。

認可保育所に比べ、短期間、低コストで設置できることもあり、主に待機児童解消策のひとつとして活用されることが多い。

一般的に認可の保育所よりも保育料が高く設定されている。国立市では0～2歳児について月額10,000円の保護者負担軽減を行っている。

○保育室

東京都の定めた基準を満たした保育施設である。

認証保育所よりも古くからあり、基準も低めに設定されている。

東京都は保育室から認証保育所への移行を進めている。

現在国立市内にはない。

○家庭福祉員

保育士その他の資格を有する者が、家庭福祉員個人の自宅で児童を保育する事業である。

各自治体で基準を設けている。

現在国立市内に1名いる。

国立市では家庭福祉員と利用者の直接利用契約、保育料は3万円である。(食費、延長保育料等別途)

国においても児童福祉法上位置づけられた制度である(平成22年4月施行)。

(ただし、国の基準では、連携保育所の設置など、いくつかの基準を満たすことが必要である。)

○その他

上記以外の保育施設

一定期間、恒常的に児童を預かる事業を行っている場合は、原則として都道府県に届出を行う義務がある。(都道府県に一定の指導基準がある。)

現在国立市内に2施設ある。

○認定こども園

就学前の児童に対して、教育・保育を一体的に提供する施設。構成する施設により、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4類型に分かれる。

現在国立市内にはない。

○幼稚園

義務教育就学前児童のための施設(学校)である。

国の定めた基準を満たした教育施設である。

施設と保護者の直接契約である。

保護者の就労等の要件は問われない。

現在国立市内に9施設ある。

幼稚園においても施設によっては預かり保育事業がある。

○その他の保育サービス

・一時保育

保護者の事由により、児童を一日単位で保育する事業である。

現在国立市内では認可保育所2施設が行っている。

・特定保育

保護者の事由により、児童を一定の日数保育する事業である。

現在国立市内では実施されていない。

・病児・病後児保育

保護者の事由により病気の児童を保育できない場合に、一日単位で保育する事業である。

現在国立市内に1施設(診療所併設)ある。

保育需要等の見込み

(次世代育成後期行動計画より)

【推計ニーズ量】

項 目		平成22年度	平成26年度	平成29年度
平日昼間の 保育サービス	3歳未満児		697人	661人
	3歳以上児		754人	710人

【目標事業量】

認可保育所	定 員 (3歳未満児)	413人	442人	442人
	定 員 (3歳以上児)	693人	693人	693人
認証保育所	定 員 (3歳未満児)	84人	84人	84人
家庭福祉員	定 員 (3歳未満児)	3人	5人	5人
合 計	定 員 (3歳未満児)	500人	531人	531人
	定 員 (3歳以上児)	693人	693人	693人

幼稚園の預かり保育	3歳以上児	735人	735人	735人
-----------	-------	------	------	------

延長保育事業	か所数		11か所	11か所
	定員		200人	200人
一時預かり事業	か所数		3か所	3か所
	定員		244人	244人
病児・病後児保育事業	か所数		2か所	2か所
	定員		244人	244人
休日保育事業	か所数		1か所	1か所
	定員		20人	20人
ショートステイ事業	か所数		1か所	1か所
トワイライトステイ事業	か所数		1か所	1か所
	定員		3人	3人

市内各施設の概要

●認可保育所

施設名称	運営形態	運営主体	定員
なかよし保育園	公設公営	国立市	108人
矢川保育園	公設公営	国立市	100人
西保育園	公設公営	国立市	100人
東保育園	公設公営	国立市	108人
北保育園	公設民営	社会福祉法人	59人
春光保育園	民設民営	社会福祉法人	120人
国立保育園	民設民営	社会福祉法人	100人
和光保育園	民設民営	社会福祉法人	110人
あいわ保育園	民設民営	社会福祉法人	110人
向陽保育園	民設民営	社会福祉法人	100人
国立あゆみ保育園	民設民営	社会福祉法人	80人
合 計			1,095人

●認可外保育施設
認証保育所

施設名称	設置及び運営主体	定員
さくらっこ保育園	医療生活協同組合	30人
さゆりNursery	学校法人	30人
こぐまこどものいえ	特定非営利活動法人	24人
合 計		84人

家庭福祉員

施設名称	設置及び運営主体	定員
近藤家庭福祉員	個人	3人

その他

施設名称	設置及び運営主体	定員
ちびっこランド国立駅前園	個人	23人
くにたちキッズ インターナショナルスクール	個人	76人

●幼稚園(類似施設含む)

施設名称	設置及び運営主体	定員
国立音楽大学附属幼稚園	学校法人	144人
国立学園附属かたばみ幼稚園	学校法人	168人
小百合幼稚園	学校法人	120人
つばみ幼稚園	個人	210人
ママの森幼稚園	学校法人	220人
東立川幼稚園	学校法人	160人
国立ふたば幼稚園	個人	200人
国立富士見台幼稚園	個人	480人
国立文化幼稚園	個人	175人
国立富士見台団地幼児教室風の子 (幼稚園類似施設)	個人	40人
合 計		1,917人

●その他の保育サービス
一時保育

施設名称	運営形態	運営主体	定員
国立あゆみ保育園	公設民営	社会福祉法人	1日7人
北保育園	民設民営	社会福祉法人	1日7人

病児・病後児保育

施設名称	設置及び運営主体	定員
つくしんぼ	医療生活協同組合	1日4人

対象年齢	開所日	開所時間	備 考
産休明け～5歳児クラス	日曜日・祝休日 ・年末年始以外	7:15～19:15 (12時間)	18:15～19:15の1時間は延長保育料別途

対象年齢	開所日	開所時間	備 考
産休明け～2歳児クラス	日曜日・祝休日 ・年末年始以外	7:30～20:30 7:00～20:00 7:00～20:00 (13時間)	月の利用契約時間により保育料が異なる

対象年齢	開所日	開所時間	備 考
産休明け～2歳児クラス	日曜日・祝休日 ・年末年始以外	8:30～18:00 (9時間30分)	8時間以上の利用は延長保育料別途

対象年齢	開所日	開所時間	備 考
生後6ヶ月～小学生	原則として平日	8:00～19:00 (11時間)	月の利用契約時間により保育料が異なる
1歳～小学生	原則として平日	9:00～18:00 (9時間)	月の利用契約日数により保育料が異なる

対象年齢	開所日	開所時間 (教育時間及び預かり保育時間)	備 考
3～5歳児クラス	原則として平日 (春・夏・冬に長期休業あり)	9:00～13:30 (4時間30分)	
		9:00～13:30 (4時間30分)	
		7:30～18:30 (11時間)	預かり保育料別途(長期休業中もあり)
		9:00～18:00 (9時間)	預かり保育料別途(長期休業中もあり)
		7:50～17:00 (9時間10分)	預かり保育料別途
		9:00～14:00 (5時間)	
		8:30～17:00 (8時間30分)	預かり保育料別途
		8:30～17:00 (8時間30分)	預かり保育料別途
		9:00～14:00 (5時間)	
		9:00～14:00 (5時間)	

対象年齢	開所日	開所時間	備 考
満1歳～5歳児クラス	平日	8:30～17:00 (8時間30分)	
満1歳～5歳児クラス	平日	8:30～17:00 (8時間30分)	

対象年齢	開所日	開所時間	備 考
生後6ヶ月～小学校3年生	平日	8:00～18:00 (9時間30分)	

※平成20年度決算ベース

保育料(本人負担金) 月額	備考
0～2歳児 0～49,500円 (平均24,262円)	平均18,281円
3～5歳児 0～25,000円 (平均14,468円)	
前年度市民税額及び前年分所得税額により異なる。 生活保護世帯、残留邦人支援給付世帯及び前年度市民税非課税世帯は0円	

保育料(本人負担金) 月額	備考
36,000円～60,000円 年齢及び月の利用契約時間により異なる。	

保育料(本人負担金) 月額	備考
30,000円	食費、延長保育料等別途

保育料(本人負担金) 月額	備考
28,000円～59,500円 年齢及び月の利用契約時間により異なる。	入園料、食費、延長保育料等別途
65,000円～88,000円 年齢及び月の利用契約日数により異なる。	入園料、食費、延長保育料等別途

保育料(本人負担金) 月額	備考
37,500円	入園料別途 給食・送迎等ありの場合別途
32,000円～34,000円	
25,000円	
25,000円	
25,000円	
23,000円～24,000円	
28,000円	
28,000円	
24,000円	
18,000円	

保育料(本人負担金)	備考
0歳児(満1歳) 4,000円/日 1歳児 3,000円/日 2歳以上児 2,000円/日	

保育料(本人負担金)	備考
2,000円/日	

市内各施設の運営経費等

(国立市平成20年度決算見込みベース 単位:円)

歳出		区分	市歳出額 ()内は一般会計に占める割合	入所延 児童数	児童1人当たり 月額
認可 保育所	公設 公営	839,003,775円 (3.5%)	4,814人	174,284円	
	公設 民営	126,943,750円 (0.5%)	806人	157,498円	
	民設 民営	868,288,910円 (3.6%)	7,178人	120,965円	
	市外園	37,430,527円 (0.2%)	438人	85,458円	
	合計	1,871,666,962円 (7.8%)	13,236人	141,407円	

歳入		国庫支出金	都支出金	保育料 (本人負担金)	その他	市歳入額 合計
		1,348,000円	78,880,000円	85,406,900円	11,921,180円	177,556,080円
			16,694,000円	8,583,000円	23,102,360円	48,379,360円
		149,993,390円	197,543,195円	133,100,300円		480,636,885円
		4,724,875円	5,198,437円	8,038,900円		17,962,212円
		156,066,265円	298,315,632円	235,129,100円	35,023,540円	724,534,537円

市負担額	入所延児童数 (市内児童)	児童1人当たり 市負担月額
661,447,695円	4,675人	141,486円
78,564,390円	571人	137,591円
387,652,025円	7,178人	54,006円
19,468,315円	438人	44,448円
1,147,132,425円	12,862人	89,188円

※民設民営認可保育所は、別に東京都から民間社会福祉施設サービス推進費補助金が直接交付される。

区分	市歳出額	入所延 児童数	児童1人当たり 月額
認証 保育所	96,936,350円 (0.4%)	911人	106,407円

国庫支出金	都支出金	保育料 (本人負担金)	その他	市歳入額 合計
	44,088,000円			44,088,000円

市負担額	入所延児童数 (市内児童)	児童1人当たり 市負担月額
52,848,350円	911人	58,011円

区分	市歳出額	入所延 児童数	児童1人当たり 月額
家庭 福祉員	699,325円 (0.0%)	8人	87,416円

国庫支出金	都支出金	保育料 (本人負担金)	その他	市歳入額 合計
	324,000円			324,000円

市負担額	入所延児童数 (市内児童)	児童1人当たり 市負担月額
375,325円	8人	46,916円

区分	市歳出額	入所延 児童数	児童1人当たり 月額
幼稚園	88,981,093円 (0.4%)	11,376人	7,822円

国庫支出金	都支出金	保育料 (本人負担金)	その他	市歳入額 合計
7,458,000円	19,585,700円			27,043,700円

市負担額	入所延児童数 (市内児童)	児童1人当たり 市負担月額
61,937,393円	11,376人	5,445円

※幼稚園は、別に東京都から運営経費等の補助金が直接交付される。

※国立市平成20年度一般会計決算見込み額:24,020,030,350円

国立市保育審議会設置条例

昭和 62 年 4 月 1 日条例第 9 号

改正 昭和 62 年 12 月 25 日条例第 27 号

平成 20 年 9 月 24 日条例第 23 号

平成 21 年 6 月 24 日条例第 48 号

(設置)

第 1 条 国立市における保育行政の適正かつ円滑な運営を図るため、国立市保育審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、保育に関する事項について調査・審議し、その結果を答申する。

(組織)

第 3 条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員 10 人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者 2 人以内
- (2) 児童委員 1 人
- (3) 保育園及び幼稚園の保護者 3 人以内
- (4) 保育園及び幼稚園の施設長 3 人以内
- (5) 公募により選出された市民 1 人

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは議長が決するところによる。

(任期)

第 6 条 委員の任期は、委嘱の日から最終答申を市長に提出した日までとする。

(庶務)

第 7 条 審議会に関する庶務は、子ども家庭部児童課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則（昭和 62 年 4 月 1 日条例第 9 号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和 62 年 12 月 25 日条例第 27 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 62 年 12 月 1 日から適用する。

付 則（平成 20 年 9 月 24 日条例第 23 号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 21 年 6 月 24 日条例第 48 号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和 49 年 11 月国立市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条第 37 号中「保育料協議会委員」を「保育審議会委員」に改める。
別表第 2 職名の欄中「保育料協議会委員」を「保育審議会委員」に改める。

国立市の保育サービスの今後の計画について

(国立市次世代後期行動計画に基づく)

○平日昼間の保育サービス

国立市次世代育成後期行動計画では、平成26年度までの認可保育所の定員の目標事業量を次のとおり設定しています。

3歳未満児については、平成20年度4月1日時点の市内保育所入所児童数413人に新定義の待機児童数29人を加え、442人としています。

3歳以上児については、平成20年度の4月1日時点の市内保育所入所児童数687人に若干の受入拡大を見込み、693人としています。

これに認証保育所、家庭福祉員、幼稚園の預かり保育などをあわせた平日昼間の保育サービス（いわゆる保育6サービス）の目標事業量として、3歳未満児531人、3歳以上児1,428人と設定しています。

○夜間帯の保育サービス

次世代育成後期行動計画の中で、夜間帯の保育サービスとしては、夜間保育事業、延長保育事業、トワイライトステイがあります。

夜間保育事業は、国立市次世代育成後期行動計画では、実施をしないこととしました。

延長保育事業は、現在市内全認可保育所11園で実施しており、今後も引き続き実施することとしました。（数値としては、11か所、定員200人という目標事業量を設定しました。）

トワイライトステイ事業は、現在実施していませんが、1か所、定員3人という目標事業量を設定しました。

※トワイライトステイ・・・保護者の事由により、夜間や休日に児童を養育することが困難な場合に、夜10時頃までの保護や保育士等の派遣を行う事業のこと。

○その他の事業

次世代育成後期行動計画の中で、その他の保育関連の事業としては、休日保育事業、病児・病後児保育事業、ショートステイ事業、一時預かり事業、特定保育事業があります。

休日保育事業は、現在実施していませんが、1か所、定員20人という目標事業量を設定しました。

病児・病後児保育事業は、現在1か所、定員4名で実施していますが、1か所増やし、2か所（開所日数年間244日）とする目標事業量を設定しました。

ショートステイ事業は、現在実施していませんが、1か所の目標事業量を設定しました。

一時預かり事業（一時保育）は、現在2か所で実施していますが、1か所増やし、3か所（開所日数年間244日）、とする目標事業量を設定しました。

特定保育事業は、国立市次世代育成後期行動計画では、実施をしないこととしました。

※ショートステイ・・・保護者の事由により家庭において保育ができない児童を一時的に施設で養育する事業のこと。日帰り、宿泊が可能。

【各事業の実績】

・延長保育事業

平成20年4月 延長保育月ぎめ利用登録者数 157人（市内認可保育所11園分）

平成21年4月 延長保育月ぎめ利用登録者数 153人（市内認可保育所11園分）

・病児・病後児保育事業

平成20年度 1か所（定員4人） 延べ利用者数 581人（市内442人、市外139人）

※平成21年6月までは病気の回復期にある児童のみを扱う「病後児保育」でしたが、平成21年7月からは、医師の判断により受入可能とされれば病気中の児童も扱う「病児・病後児保育」となりました。

・一時預かり事業（一時保育）

平成20年度 2か所（定員：北保育園5人・国立あゆみ保育園7人）

延べ利用者数2,664人（北保育園572人、国立あゆみ保育園1,259人）

※平成21年6月から、北保育園の定員が7人になっています。

認可保育所の施設整備について

○市内認可保育所の建築データ

区 分	保育所名称	延べ床面積	建築(竣工)年度
公設公営	なかよし保育園	738.46 m ²	昭和 40 年度
	矢川保育園	593.02 m ²	昭和 45 年度
	西保育園	599.98 m ²	昭和 49 年度
	東保育園	685.81 m ²	昭和 52 年度
公設民営	北保育園	732.15 m ²	平成 9 年度
民設民営	春光保育園	665.35 m ²	昭和 47 年度
	国立保育園	688.38 m ²	昭和 63 年度
	和光保育園	507.9 m ²	昭和 47 年度
	あいわ保育園	480.25 m ²	昭和 43 年度
	向陽保育園	589.76 m ²	昭和 49 年度
	国立あゆみ保育園	586.47 m ²	昭和 49 年度

○公立保育園の主な施設整備計画（平成 21 年度～23 年度）

西保育園大規模改修工事（平成 21 年度） 22,143 千円

なかよし保育園及び東保育園耐震補強工事設計委託（平成 21～22 年度） 15,813 千円

なかよし保育園耐震補強工事（平成 22 年度） 120,032 千円

東保育園耐震補強工事（平成 23 年度） 95,608 千円

○認可保育所建替経費の試算

定員100名規模の認可保育所で建替を行う事業を想定

・安心こども基金を活用した場合

子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)の補助基準額・定員100名規模で算定

→ 補助基準額185,680千円

※安心こども基金の対象事業となると、補助基準額のうち、国が1/2、都が1/8、市が1/4、設置者が1/8の負担となる。

※補助基準額を超えた分は全額設置者負担となる。

	国庫負担	都負担	市負担	設置者負担	合 計
民設保育所 の場合	92,840千円	23,210千円	46,420千円	23,210千円	185,680千円

・次世代育成支援対策施設整備交付金を活用した場合

次世代育成支援対策施設設備交付金の補助基準額・定員100名規模で算定

→ 補助基準額56,700千円

※次世代育成支援対策施設設備交付金の対象事業となると、補助基準額のうち、国が1/2、都が1/8、市が1/4、設置者が1/8の負担となる。

※補助基準額を超えた分は全額設置者負担となる。

	国庫負担	都負担	市負担	設置者負担	合 計
民設保育所 の場合	28,350千円	7,087千円	14,175千円	7,088千円	56,700千円

第2回国立市保育審議会の補足資料

幼稚園の施設整備について

○市内幼稚園の建築データ

幼稚園名称	延べ床面積	建築(竣工)年度	耐震診断及び改修
国立音楽大学附属幼稚園	1346.92 m ²	昭和 58 年度	建築年度により不要
国立学園附属かたばみ幼稚園	880.69 m ²	昭和 57 年度	診断の結果、改修不要
小百合幼稚園	512.14 m ²	昭和 51 年度	改修済(21 年度)
つぼみ幼稚園	684.15 m ²	平成 15 年度	建築年度により不要
ママの森幼稚園	814.01 m ²	昭和 48 年度	診断実施を検討中
東立川幼稚園	783.99 m ²	昭和 35 年度	21 年度又は 22 年度に診断実施予定
国立ふたば幼稚園	666.00 m ²	昭和 40 年度	22 年度に診断実施予定
国立富士見台幼稚園	1475.86 m ²	昭和 41 年度	改築を検討中
国立文化幼稚園	722 m ²	昭和 41 年度	改修済(21 年度)

2010 年 1 月 19 日

国立市保育審議会会長

無藤 隆 様

保育審議会委員（公立保育園保護者）	岩下 摩樹
保育審議会委員（私立幼稚園保護者）	大竹 早苗
保育審議会委員（私立保育園保護者）	高林 敏之

「国立市保育行政のあり方について」の答申の素案

国立市子ども総合計画の基本理念の中に、「子どもたちのキラキラと輝く瞳と明るく元気な笑顔がいつも広がるまち、わたしの可能性を豊かに育てるまち、子どももおとなもわたしらしく伸び伸びと暮らせるまち、国立を創造します」と書かれています。

私たち保護者は、子どもたち一人ひとりが大切にされ、心身ともに豊かな成長が保障されることを望んでいます。これは、幼稚園、保育園という枠を超えて、保護者としての共通の思いです。

国立市が子どもの権利条約第3条に定められる「子どもの最善の利益」をはかり実現する責任を果たし、より良い保育を行うためには、まず、国がナショナルミニマムとして保育行政に取り組むことが必要であり、国立市として、そのことをこれまで以上に明確に意思表示すべきと考えます。OECDの調査結果では、日本の乳幼児への公的支出は、加盟30カ国平均の半分以上と指摘されています。国立市としても、財政政策の中で最優先されるべき重点項目として保育事業・幼児教育を位置づけることこそ、文教都市国立のあるべき姿と考えます。

今、先が見えない長引く不況、少子高齢化、女性の社会進出などにより子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化し、子どもの貧困や格差問題、待機児童問題など社会全体の問題として深刻化しています。国立市においても待機児童が増えている状況の中で、「保育の量」を増やすことはもちろんですが、「保育の質」は維持・向上されなければなりません。「保育の質」において、もっとも大切なのは子どもと保育者の関わりであると考えます。日々の生活の中での保育者と子どもの豊かな関わりのためには、安定した保育環境が必要であり、配置基準や最低基準、保育者の経験年数や専門的知識・技術、労働環境（賃金、労働時間等）など、多くのことが関連します。これまでの議論の中で、保育士や幼稚園教諭の処遇の問題をはじめ、いくつかの問題について触れられてきました。しかし、子どもたちが実際にどういう保育を受けているのか、どういう環境で過ごしているのか、保育者の労働実態など、資料として示されたような数字ではない国立市の現状については十分出されていないと感じています。

昨年、くにたち保育問題連絡会が行った保育園保護者等へのアンケートでは、保育園保護者からは、保育園の守っていききたいこととして、「専門知識・豊富な経験をもつ保育士による充実した保育」「安全、安心で安定した保育環境」「一人ひとりに目が行きとどく環境」「職員、友達

など、人とのつながり、温かい人間関係」ということがあげられました。

幼稚園保護者からは、「教諭と幼児が信頼関係を十分に築ける環境」「健康、人間関係、環境、言語、表現の各領域において遊びを通して学べる保育」といった意見が出されています。

今、様々な保育サービスや保育園の待機児解消のための方策が、この審議会など市として検討されていますが、国立市の保育水準・幼児教育水準を維持・向上させるために、守るべき保育・幼児教育についてここに記します。

《守っていききたい国立の保育・幼児教育》

- 今ここに、ともに生きている子どもたちの存在そのものが大切にされ、かけがえのない命と健康が守られる保育
- 基本的な生活習慣が身につき、様々な生活体験から、自信と自立が芽生える保育
- 集団生活の中で、「喜び」「悲しみ」「悔しさ」などをたくさん体験し、豊かな人間関係が育める保育
- 安定した情緒の下、一人ひとりの特性に応じ、様々な環境を通して行われる幼児期にふさわしい幼児教育

●幼稚園・保育園の役割、公立・私立の役割等、保育運営体制の整備について

1. 幼稚園、保育園の役割

(1) 幼稚園・保育園で共通するもの

現行、幼稚園は文部科学省、保育園は厚生労働省の管轄となっており、養成課程や資格試験においても、教育学系の科目を中心とする幼稚園教諭、福祉・保健系の科目を中心とする保育士という相違があります。現状としては、教育機関としての機能を主とする幼稚園と、福祉機関としての機能を主とする保育園の制度的相違は否めません。

しかし、いかなる場であっても子どもが豊かに育つ環境が大切です。月齢、年齢、しょうがい程度などに応じ、それぞれの子どもの健やかな発育が保障され、憲法に定める生存権と一人ひとりの子どもがその子らしく生きる権利も保障されることが必要です。

さらに、幼稚園、保育園は集団生活であり、子ども同士の関わりの中で、相手を認める心や自分を主張する力などが育ち、豊かな人間関係を築いていける場であると考えます。

(2) 幼稚園の役割

幼稚園は、保護者の就労を問わず入園できます。家庭を中心とした短時間保育や、子どもの発達段階に即した保育指導・教育的指導をしてほしいといった保護者のニーズに対応しています。市は、幼稚園の現状をつかんでいるとは言い難く、子ども、保護者、教諭等の現状を把握

して、子どもの育つ環境がより良い状況となるよう「保育行政」の中で取り組む必要があると考えます。

（３） 保育園の役割

保育園には子どもの権利とともに、保護者の労働権を保障し安心して働けるよう支援する役割があります。就労形態の多様化や通勤時間の増加に伴う保育時間の延長、産休明け保育など、子どもが保育園で過ごす時間も長くなっています。保育士の体制はもちろん、子どもの精神面への配慮、保護者とのコミュニケーションを密にするなど、保護者の安心感につながる保育が求められています。

2. 公立、私立の役割

保育の内容そのものについて、各園個別の保育理念・方針の違いはあっても、認可保育所としての公立保育園と私立保育園の役割の違いはあり得ません。

（１） 公立保育園の意義

制度においては、運営費に違いがあります。公立保育園は運営費を市が保障しているため、その心配をせず、“子どもにとって何が大事なのか”を最優先に考えることができ、将来にわたり安定した運営ができることから保育者の専門性を育てていける施設形態であると言えます。

公立保育園の保育者たちは、それぞれの園内だけでなく４園が集まって話し合い、保育の大事な事を決めてきた経過があります。横のつながりを持ち、積極的に情報交換を行い、４園全体で保育経験を蓄積できる体制が整っています。また、市としても親子の様子や保育の内容を直接把握できるということがあり、児童相談所などの公的機関との連携も取りやすい現状があります。各園保護者会組織もあり、保育者、保護者、あるいは市民も一緒に、より良い保育について考えていけるという特徴を持っており、国立の保育の水準を保つ役割をしていると考えます。

さらに公立保育園の重要性は、国立市全体において保育の望ましい質と水準を維持するうえでモデルの役割を果たすことにあります。その点、公立が存在しない幼稚園の場合、標準として比較対照しうるガイドラインを欠き、行政も状況を直接把握していないという困難が保護者にとって存在することが、審議の過程で指摘されました。保護者同士の園を越えた連携が乏しい私立保育園にとって、公立保育園の存在はガイドラインとして重要な存在です。各園の個別事情に委ねるのではなく、一定のガイドラインをもとに地域の保育水準を保つことは、それぞれの特徴を持って運営している私立保育園にとっても安定した保育が行えるということにつながると考えます。

（２） 私立保育園の意義

私立保育園は、国立市の中で公立保育園に先立って開園し、子どもたちの豊かな発達のため、それぞれの園が独自の方針と特色を持って発展してきた歴史があります。食育を重視したり、

身体づくりに力を入れたり、その園独自で考えられるため、保護者のニーズを実現しやすいと言えます。

しかし、制度上は私立保育園の置かれている現状は厳しいものがあります。民営といえども純粋な営利事業ではなく福祉事業としての性格を持つ私立保育園は、設置基準を満たし、適切な保育の質を維持するために、相応の設備投資や人件費支出を必要とします。しかし保育料は公立・私立問わず一元的に定められているにもかかわらず、後述のような負担金格差が存在するため、運営費の心配をすることが避けがたい状況にあります。結果、園庭の狭さ、耐震工事の遅れ、臨時雇用の職員への依存拡大など、様々な困難に直面しています。そのような困難を乗り越え、独創的で質の高い保育を実施しようと努める私立保育園に対し、行政が現状を十分に把握した上で支援を強化する必要があると考えます。

私立保育園はまた、それぞれの独創的な保育理念を掲げつつ、地域に根ざした施設として子どもたちの成長を後押しする場でもあります。しかしながら、地域事業への貢献などを助成のポイントとして加算する現行の制度に対しては、園の能力を超える地域事業への参加の負担によって、在園児の保育が手薄になるのではないかという懸念の声が挙がっています。地域との結びつきはポイント制によってではなく、本来の保育活動の中で育まれることが肝要であると考えます。

（３）公設民営保育園の位置づけについて

なお、公設民営の北保育園は、園長会への参加形態や、審議会委員選出時の扱いにもみられるように、公立と私立の狭間で宙に浮いた状況に置かれています。指定管理者の選定をめぐる動きに保護者の間でも動揺や不安が見られる実情があります。その点で、公設民営保育園の位置づけの明確化が望まれます。

3. 運営体制の整備

（１）公立保育園

冊子（仮称）『くにたちの未来－公立保育園の役割を考える－』の中に、公立保育園の運営について触れられています。これらを維持、発展させていくことが大切だと考えます。

（２）私立保育園

審議過程でも示されたように、私立（民設民営）保育園に対する負担金は公立（公設民営）保育園のそれを大きく下回っています。とくに児童１人当たり市負担月額は半分以下にとどまっています。

待機児童の受け入れを増やすための定員拡充や施設整備のためには当然資金が必要です。また、現状の設置基準を下回らない十分な人員体制をもって安全な保育を実施するためには、受け入れ人数の増加に応じた保育士・看護師等の適切な増員が不可欠です。審議の過程において、臨時職員の雇用条件がいかに不安定で、有資格者からも忌避される現状にあるかが明らかになりました。このような現状に対応しないままの受け入れ拡大は、現場の保育負担をいわずらに

増加させ、保護者の信頼に足る持続的な保育を困難にしかねません。私立保育園が正規職員の採用拡大や施設整備を無理なく行えるようにするためにも、少なくとも私立保育園への負担金支出を現行の公立保育園に対する水準と同等に引き上げるべきです。設置者は異なれども、国立市の子どもの育ちに責任を担う点で、両者には何の違いもないのですから。

このような負担金の拡大は、私立保育園の懸案となっている耐震診断・耐震工事の促進のためにも必要です。園庭が狭いため工事中の仮園舎設置に困難がある場合は、公的施設を貸すなどの措置も求められます。

(3) 私立幼稚園

私立幼稚園に対する児童一人当たりの市負担月額、5445 円と非常に低い水準にとどまっています。また、保護者負担軽減補助金については平成 11 年に増額されて以来、10 年間据え置き状態であり、第 2 子以降の累進加算についても、保護者の経済的負担を軽減する額までには至っておりません。昨今の不況の中、補助金増額のないまま、高額な入園料に加え決して安くはない保育料を負担しているという状況におかれています。給食設備の設置が義務化されていないため弁当を家庭で作持参させるケースも多いことなどを勘案すれば、保護者負担はより大きなものであると考えなければなりません。その意味で、私立幼稚園に対する補助金の増額が求められます。

いかなる状況においても、保育方針や保育内容を変えずに一人ひとりの園児に目をかけた指導は、子どもにとってかけがえのない宝です。資格の有無を問わず、幼稚園教育に関わる保育従事者すべてへの研修費補助も必要であろうと考えます。

少子化に伴い年々減少する園児数が、施設経営の逼迫を引き起こし、保育の質を下げるような対応策を余儀なくされることは避けたいものです。

また、私立保育園と同様に、園児の命に関わる問題を引き起こす施設整備は何よりも優先して行うべきであると考えます。その中でも、耐震診断及び耐震工事については、早急な対応と補助が求められます。

4. 公的保育の充実を国や都へ求めること

憲法第 25 条「国民の健康で文化的な生活を営む権利」に基づき、児童福祉法第 1 条では、「①すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。②すべての児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」と謳われています。さらに第 2 条では、「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」と、公的責任が規定され、児童福祉法第 24 条の保育実施義務のもと今まで公的保育制度が守られてきました。しかし、国では今、「直接契約」「応益負担」「直接補助」等を含む新たな保育制度の導入を検討しています。これは、自治体の保育の実施責任をなくし、公的保育の崩壊をまねくものです。現行の保育制度や保育所最低基準によって、どの子どもも一定以上の質の保育が受けられます。現行の保育制度の堅持・拡充を国や都に求める必要があると考えます。

保育行政は、市内のすべての子どもの育ちを支援することを視野に入れて構築される必要があります。保育園を必要とする人が、いつでも利用開始できるような条件の整備が求められます。

●待機児解消に向けた定員計画及び保育サービスの拡充等を内容とした保育計画について

1. 待機児解消に向けた定員計画

(1) 保育所最低基準

国の定める児童福祉施設最低基準第四条において、「児童福祉施設は、最低基準を超えて、常にその設備及び運営を向上させなければならない」とあります。そもそも現行の最低基準は 60 年以上前に定められたもので、社会状況が変わった現在も引き上げられることなく同じ基準で、先進諸外国と比べて最低水準です。

にもかかわらず、厚生労働省は待機児対策として、保育所の面積基準を緩和する方針を出しました（2009 年 10 月）。一方、同じ厚生労働省内で、2009 年 3 月、全国社会協議福祉会に委託した「機能面に着目した保育所の環境・空間に係る研究事業」の調査結果の中で、「現在の面積基準を切り下げることや切り下げられるような仕組みを導入することは、一人ひとりの子どもの発達に応じた保育をより困難にするものであることから、少なくとも現行の最低基準以上であることが必要」と結論が出されています。同方針が保育の質を無視したものであることは明らかです。

また、最近の厚生労働省や民間団体の実態調査により、定員の弾力化の制限撤廃や職員配置の基準緩和のあった 2001 年度以降、認可保育所においても死亡事故が増えていることが指摘されています。国が定める最低基準を満たさず保育士の資格を持たないスタッフの配置も可能な認可外保育施設における死亡事故件数は、認可保育所のそれに倍することも指摘されています。いたずらに基準を緩和して待機児の受け入れを進めるなら、一人ひとりの子どもに十分に目が行き届かなくなり、現場の保育士らの精神的・身体的負担を高め、思わぬ事故を誘発しかねません。全国社会福祉協議会や日本保育学会でも、基準緩和に反対し現行の最低基準の維持と改善を求める緊急アピールが発せられています。

子どもたちの発達の保障、安全性、保育の質ということを考えれば、国がどのような方針であろうと、国立市では少なくとも現行の面積基準を守る必要があると考えます。また、園庭や耐火基準など面積基準以外の項目においても最低基準の引き下げが検討されていますが、同様に現行の基準を守る必要があります。

(2) 保育関連の公的支出

定員の弾力化による待機児解消が、全国的に常態化しています。詰め込み保育では、子どもたちの発達は保障されません。乳幼児期の保育は、成人してからの社会的活動にも大きな影響

を持つものであり、保育の質の高さが求められています。OECDの調査結果でも、日本の乳幼児への公的支出は、加盟30カ国平均の半分以下と指摘されています。国レベルの対応が求められる問題であり、国立の保育をより良くするためにも、保育関連の公的支出を増やすよう、国立市としても国に求めるべきと考えます。

（３） 幼稚園預かり保育

幼稚園の預かり保育は、国立市の次世代育成後期行動計画における待機児童解消のための事業計画にも組み込まれています。しかし、以下の理由から、これは実効性ある対策につながるとは考えられません。

①幼稚園の預かり保育は2歳児からが対象です。しかし待機児童の8割は1歳児（4月時点）であり、預かり保育の果たしうる役割はきわめて限定されていることは明らかなです。

②既述のような制度的相違が存在する現状にあつては、保育士資格を有する人員を安定した雇用条件のもとに配置しなければ、幼稚園の「預かり保育」が十分な保育機能を担うことは容易ではないと考えざるを得ません。幼稚園保護者からは、幼稚園に保育の役割を過剰に担わせることで現場の幼稚園教諭らの負担が増し、国立市私立幼稚園独自の特色ある保育がなされなくなってしまうのではないかという不安の声が挙がっています。

③教育機関としての設置基準をもって施設が整備されている幼稚園が限定的とはいえ保育の役割を担うためには、給食のための調理室の整備、栄養士の配置などが欠かせません。園によっては弁当持参を求められることもある幼稚園にとって、かかる施設整備は新たな経営負担をもたらしかねないものです。しかも2歳児段階では補助金が交付されないことも、幼稚園にとって負担となるものと考えられます。

以上の観点から、幼稚園の預かり保育に待機児童解消の役割を期待することは、かえって幼稚園の経営負担とリスクを増すことになりかねません。幼・保の枠を超えた総合的な施設を促進しうる制度設計が国家レベルで充分になされていない現状にあつては、幼稚園は家庭を中心に子育てをしたいという親のニーズに応える、教育機能を主とする施設として役割を果たすことが、現実的なあり方であると考えます。

（４） 認定こども園

本来、幼稚園と保育園は、お互いの成果を活かし合う、保護者の就労の有無や家庭状況によって子どもの育つ環境が異なることのないようにというような視点で一元化が議論されるべきです。しかしながら、「認定こども園」は、基本的に利用者と園との直接契約であり、保育料も園の自由設定とされ、施設設備や人員配置基準においては、低いほうに合わせるなど基準の緩いものとなっています。また、国の指針によって定められた東京都の基準はさらに低いものです。これは公的保育の後退、保育所最低基準の緩和につながるものです。こういった基準が低い上に、一日の生活ペースが異なる短時間利用児と長時間利用児が同じ施設でともに過ごすことは、子どもの伸び伸びとした生活が制約されること、保育者の混乱を招くことなどが考えられ、保育の質の低下が懸念されます。

国の施策として、保育士と幼稚園教諭を一元化した養成課程の創設や、保育園・幼稚園双方の最低基準を満たせる統一的な設置基準づくりが進められていない現状において、双方の機能のみを拙速に統合することは、保育園・幼稚園双方の保育の質を低下させることになる恐れが濃厚であると憂慮します。

とくに、審議会における討議の過程で、いわゆる「幼稚園型」は幼稚園に無認可保育所を併設するもので、そのため国からの運営補助金が交付されない現状が明らかにされました。幼稚園の経営負担、市による助成負担、保育の質が低下するリスク、いずれの観点に立っても望ましい対応策でないことは明かです。

（５） 認証保育所

国立市の認証保育所は、企業立は認められておらず、保育内容を保つため一定の制限がかけられています。しかし、認可保育園と比べると、職員配置、設備等制度上厳しい条件の中で保育が行われている現実があります。これらが認可保育所となれるよう、土地や建設費等への支援を行うこともできるのではないかと考えます。

2. 保育サービスの拡充

（１） 次世代育成支援計画のアンケート結果の公表と活用

保育サービスを考えていく上では、今、子どもや保護者がどのような状況におかれているのか、何を望んでいるのかを考える必要があります。次世代育成支援計画のアンケートが大規模に行われましたが、結果が公表されていません。このアンケート結果よりニーズを探り、考えていく必要があると思います。その際も子どもにとってどうなのかという視点が大事であると考えます。

（２） 保護者の子育てにおけるメンタルケア

大家族に囲まれ、地域社会との関わり合いが密だった時代とは変わり、現代は核家族化が進行しています。そのような環境の中、我が子が幼い時期により多くの時間を子どもと共有したいと心に思い、家庭にあって家事・保育に専念する保護者は孤立しがちであり、身近に育児相談やストレス等のはけ口がないという母親も増えています。行き詰まり、思い悩んでしまうという中で、児童虐待やネグレクト、さらには命を落とすような事件または犯罪に発展してしまうことさえあります。

そうした事態を回避するには、豊かで健やかな子育てを願うべく子育て中の家庭へ向けて、自治体のサポートが必要不可欠です。家庭内で保育している親に限らず、働く親も子育てにおける深刻な葛藤や悩みに直面することがあります。必要であるならば子育て中のすべての親に、メンタルケアを行う施策が望まれます。保健師や心理相談員、育児及び家事の支援者等、定期的な訪問や家庭内で受けられるような支援策を検討すべきです。親に笑顔があれば、子どもや家庭はいい方向へ向かうはずなのです。

(仮)くにたちの未来

～公立保育園の役割を考える～

はじめに

公立保育園の民営化という突然の発表に保護者とともに驚き、何とかしなければという思いの2009年の年明けでした。

革新都政時代「ポストの数ほど保育園を」という運動の中で、国立市もなかよし、矢川、西、東と次々に公立保育園が建設されました。

矢川保育園開設に向けてはなかよし保育園の保育者が中心になり異動者を検討し、西保育園の時も公立の役割や保育を考え、望ましい園舎・人手を実現しました。

また、西保育園の開園をきっかけに入園進級式を公立は4月1日と決めました。

70年代ストライキがあった時、他市ではストライキ中は保育をしないという対応でしたが国立では保護者会と話し合いをして保育をする体制をとってきました。

入園希望者が減少した時には、保育園の必要性を知る手だてとして実態調査も行い、国立市における保育のあり方を検討し、0歳児月齢引き下げや障害児保育なども行ってきました。

公立が四園になっても看護師、栄養士とも2名で兼務の状態でしたが、子どもの健康管理や食事の大切さを訴え、今では複雑で多種にわたっているアレルギー児の食事や対応も含め各園に配置されています。

1日のほとんどを過ごす子どもたちの生活の場として、共感する思いを伝える保育を目指し子どもたちに丁寧に関われるように職員の配置基準を整えてきました。

保育園の運営は職員間のチームワークなくしては円滑に進めることができません。

それぞれの専門性を生かし、質の向上と継続を図るよう職員会議などで話し合いをしています。

また、子どもたちとの信頼関係を築きそこでの保育経験を積み重ねていくためには最低6年間の期間が必要だと考え、保育士の異動においても労使の中で基準作りをして、毎年交渉を重ねています。

保育園を取り巻く環境やニーズも時代とともに変わってきています。

私たちは行政に直接、要望や改善点を働きかけてきました。今後もより良い保育を目指してさらに訴えていきたいと考えています。

民営化の問題をきっかけに

民営の保育と公立の違いは何か・・・

子育てを効率やコストで考えなければ保育は維持できないのか・・・

国立の子どもたちの育ちをどう考えたらいいのか・・・など

改めて国立の保育内容を見直すことができ、今後に生かしていけたらと思います。

そして、文京区の保育の質をまとめた冊子（文京の宝）のような国立版を！という保護者からの声掛けをきっかけに私たちが今まで積み重ねてきた公立保育園の40年のあゆみを土台にして冊子作りが始まりました。この冊子が保護者とともに“国立らしい保育”を守り続けるための1冊になればと思います。

国立市職員組合保育園部会

「公立保育園をくにたちの財産として守っていくために」

今、保育園に入りたくても入れない「待機児童問題」があり、家庭で孤立する母子、不況、女性の社会進出、終身雇用の崩壊による就業の多様化など、親子をとりまく環境は大きく変わり、保護者の保育要求は以前にも増して切実なものとなっています。にも関わらず保育園は増えないという状況のなかで、国の保育制度の規制緩和により子どもを定員以上に詰め込むことが行われ、経費削減により保育者のパート化が進むなど、保育の質の低下が心配されています。

そのような状況のなか、保育園ではどのような保育が行われているのか、わたしたちの心配はつきません。子どもがただ安全に過ごす保育、お世話をされるだけの保育だったら、子どもたちに様々な規制を課し、のびのびとした生活やチャレンジしたい精神を奪ってしまうでしょう。子どもたちの発達が最大限保障され、集団の中でこそもてる友だちとのかかわりがもて、大人との信頼関係が築け、そのことを基軸に親同士も育ち合うような保育が行われることを望みます。

わたしたちは、それらの保育を実現する施設として、公立保育園が大事な役割を果たしていると考えています。公立保育園は運営費のすべてを市が保障しているので、園は運営費を心配する必要がありません。ですから、“子どもにとって何が大事なのか”を最優先に考えることができ、将来にわたり安定した運営を行うことができ、保育者の専門性を育てていける施設形態です。くにたちの4園ある公立保育園の保育者たちは、それぞれの園内で、あるいは4園合同で、トップダウンでなくみんなで話し合っただけで保育の大事なことを決めてきたそうです。保護者たちもそこに関わったり、市の保育行政に対して連携して意見を言うなど、くにたちの保育のあるべき姿を模索し運動してきた歴史があります。運営主体である市は、親子の様子や保育の内容を直接把握し、しょうがいを持った子どもの保育や延長保育など率先して行ってきました。このように、公立保育園は保育者・保護者・市民の要求や合意のもとでの保育をかぎりなく行ってきたおり、公立保育園の保育はくにたちの保育の水準を表していると考えます。公立保育園は地域の子育ての拠点となる施設なのです。子どもの足で通える範囲で公立保育園が存在することが、地域の保育の質を安定させ、市内において私立保育園にとっても安定した保育が行える土壌ができると考えます。

以前と比べて保育時間が長くなり、保育者のパート化も進み、公立保育園・私立保育園共、保育者はかなりの負担を強いられています。私立保育園に対しての助成を増やし、公立保育園を維持すること、それがくにたちの保育の質を保つことだと思います。

わたしたちは、市が2009年1月の財政健全化方策案の一つとして打ち出した「公立保育園の民営化計画案」をきっかけに改めて公立保育園の役割を考えることとなりました。そ

して、公立保育園の保育の内容を守り、保護者・保育者・市民のみなさんと共有したい
思い、保育者にその保育の内容を記述してほしいとおねがいたのが、この冊子です。

この冊子が、未来の子どもたちのために、またくにたちの保育のさらなる発展の一助と
なるよう願っています。

公立四園保護者会連絡会
くにたち保育問題連絡会
なかよし保育園保護者会
西保育園保護者会
東保育園保護者会
矢川保育園保護者会

目次

(1) 保育園の集団生活の意義

(2) 国立市 公立保育園の歩み

(3) 国立市の公立保育園紹介

(4) 国立市の公立保育園の特徴

1. 国立市立保育園の運営について

2. 人事異動について

3. 職員配置

4. 乳児定数増

(5) 保護者との連携について

(6) 年齢ごとの保育内容

1. 子どものあそびと生活

2. 0歳児

3. 1歳児

4. 2歳児

5. 3歳児

6. 4歳児

7. 5歳児

(7) 異年齢交流について

(8) 給食について

(9) 特例保育について

(10) 延長保育について

(11) 安全・危機管理について

(12) 健康管理について

(13) 一日の過ごし方

(14) 年間行事

(15) 保護者会について〈検討中〉

保育園の集団生活の意義

国立の公立保育園では、産休明けの子どもから就学までの子どもたちが日中の生活を共にしています。乳幼児が賑やかに「集団生活」をしているのです。その「集団生活」とは、同じ場所で・同じ行動をとるのではありません。子どもの行動は一見同じようであっても、一人ひとり発想や目的が違っていることがほとんどです。

初めて出会う家族という集団から、年齢別に構成されたクラス集団に入る子どもたちは「自分の気持ちを行動に表わす」ことから、ぶつかりあいや取り合い、偶然の一致、思いがけない優しさなど、相手を意識せざるを得ない状況に出あいます。

そして「自分のことをわかって欲しい」という欲求を、しぐさや言葉で伝えあうことで友達と一緒にいる安心感や、一緒に遊ぶ楽しさを得ることができるようになっていきます。

しかし、これはその年齢になったから体得できることではなく、日ごろの生活活動のなかで一人ひとりの存在を確かめ、認め合うことで子ども自身が「自分と同じだったり、ちがったりする友達(仲間)に気付く」ことから始まります。

仲間集団のなかで、まわりのものをとらえ直し、事物、事象を客観的に認識することで、人との関わりの中で生活するということを、体験していくのだと考えています。

ここが保育園の素晴らしさだと考えています。

国立の公立保育園は子どもたちと、職員と、家族の方々の明るい生活拠点となることをめざしています。

国立市 公立保育園の歩み

年	保育園	特例・延長保育	その他
1966 (S41)	・なかよし保育園開園 120名(乳48、幼72) 8:30～17:00 10ヶ月～入所		・富士見台団地建設に伴い、住宅公団が設立。国立町が買い取る。
1967 (S42)			・国立市制実施
1968 (S43)	・なかよし保育園増築 150名(乳55、幼95) ・合議制発足 ・完全給食開始	特例開始 ・なかよし8:00～8:30、17:00～17:30 30分の時間外で正職が保育	
1969 (S44)			
1971 (S46)	・矢川保育園開園 100名(乳34、幼66) 8:30～17:00 10ヶ月～入所		・矢川団地1階に設立。都より市が借用 ・保護者会より、保育時間延長の要望あり
1972 (S47)		・なかよし 4月～保護者会自主事業、17:30～18:30(有料)	
1973 (S48)	・矢川保育園、特例保育開始	・矢川 特例開始 1歳以上～、7:30～8:30、17:00～18:00	・矢川保育園、2名の保育士増員
1975 (S50)	・なかよし保育園 特例保育開始 ・西保育園開園 100名(乳34、幼児66) 3ヶ月～入所	・なかよし 7:30～8:30 17:00～18:00 保護者会自主事業 18:00～18:30(有料) ・西 特例開始 10ヶ月以上 7:30～8:30 17:00～18:00	・なかよし保育園、保育士3名増員 ・市の単独施設
1978 (S51)	・東保育園開園	・東 特例開始 1歳以	・市の単独施設

3)	100名(乳34、幼66) 3ヶ月～	上 7:30～8:30 17:00～18:00	・4週5休(保育園8週9休) 試行
1980(S5) 1981(S56)			・正職栄養士増員(2園兼務) ・職業病とりくみ ・保育料値上げ問題 ↓ 取り組み
1984(S59)			・乳幼児実態調査(第1回)
1985(S60)	・矢川保育園、0歳児定員割れ		・出生率の低下、少子化が社会問題になる ・定員管理計画による、保育士削減案出される(9名)
1988(S63)	・冷凍母乳受入れ ・なかよし、矢川保育園入所月令、10ヶ月から8ヶ月へ引き下げ	・なかよし、矢川 特例保育8ヶ月～	・0歳児保育のあり方の検討を始める 【課題】 ・産休明け保育の実施 ・入所年齢の引き下げ ・措置月齢からの特例保育の実施 ・看護師、栄養士各園配置 ・4週6休施行
1989(H1)			・保育問題検討委員会による検討 ・産休明け保育、なかよし保育園園舎改修、乳幼児実態調査、保育時間延長、障害児保育制度化、待機児・定員割れ対策、など
1990(H2) 1991(H3)		西・東は3か月から(入所月齢から)	・乳幼児実態調査(第2回) ・週休2日制の取り組み(土曜閉庁) ↓ 6週11休制(1992) ・嘱託栄養士、矢川に配置 ・保育士増員(4名)
1992(H4)	・なかよし保育園、大規模改修工事 ・育児相談事業を開始	・市の自主事業として、18:30までの時間延長(全園) ・なかよしの保護者会自主事業なくなる	
1993(H5)	・北保育園の設計、運営について検討を始める		・保育料問題
1994(H6)			・矢川保育園、日照問題
1995(H7)	・西保育園、産休明け保育開始	・特例対象 西 産休明けから	
1996(H8)	・西、なかよし保育園、地域交流を試行		・北保育園、運営について市側と交渉

1 9 9 7 (H 9)	・東保育園、産休明け保育開始 ・なかよし保育園、定員変更 1 5 0 名→1 2 5 (0 歳—9 名、1 歳—1 5 名、2 歳—1 8 名、3 歳—2 0 名、4 歳—2 3 名、5 歳—4 0 名)	・特例対象 東 産休明けから	・北都営住宅建替えに伴い、都から市へ運営をまかされる ・地域保健福祉計画策定始まる
1 9 9 8 (H 1 0)	・北保育園、開園(公設民営) 定員 5 9 名 ・なかよし、産休明け保育開始 ・西、矢川保育園、地域交流開始	・特例対象 なかよし保育園、産休明けから	・矢川保育園、用務員個人委託 ・なかよし保育園に嘱託栄養士配置、正職看護師配置
1 9 9 9 (H 1 1)	・矢川保育園産休明け保育開始 ・東保育園、地域交流開始	特例対象 矢川保育園、産休明けから	
2 0 0 0 (H 1 2)	・保育課題検討委員会による検討が始まる ・延長保育 ・一時保育 ・地域交流 ・障害児保育 ・病児病後保育 ・家庭支援センターなど ・東保育園増築工事		・矢川保育園、用務員を正規に戻す
2 0 0 1 (H 1 3)	・なかよし保育園、定員変更 乳児枠拡大 1 2 5 名→1 0 8 名 (0 歳—9 名、1 歳—1 5 名 (1 8 名)、2 歳—1 8 名、3 歳—2 0 名、4 歳—2 2 名、5 歳—2 4 名) ・東保育園、乳児枠拡大 (0 1 クラス 8 名増) により定員変更 1 0 0 名→1 0 8 名 (0 歳—9 名、1 歳—1 5 名、2 歳—1 8 名、3 歳—2 0 名、4 歳—2 2 名、5 歳—2 4 名) ・障害児保育実施要綱策		
2 0 0 2 (H 1 4)		・7 月から4園で実施 7 : 1 5 ~ 8 : 3 0 1 8 : 1 5 ~ 1 9 : 1 5 全園児対象	
2 0 0 3 (H 1 5)		※別途参考資料あり	
2 0 0 4 (H 1 6)			・定員管理計画により (5 名) →保育士の嘱託化 (なかよし、矢川、東) →保育の充実で保健師配置 (西)
2 0 0 5 (H 1 7)			
2 0 0 6 (H 1 8)	・北保育園、公設民営か		・保育士の嘱託化 (西)

8)	ら指定管理者制度へ変更		・保育の充実で保健士配置（矢川）
2 0 0 7 （H 19）			・保育士の嘱託化（なかよし）
2 0 0 8 （H 20）			・用務員の嘱託化（西） ・財政健全化計画の方策による公立保育園の民営化案出されるが、いったん白紙に戻 ・障害児保育、嘱託保育士配置（2名）
2 0 0 9 （H 21）			・用務員の嘱託化（東、なかよし） ・保育審議会開始

くにたちの公立保育園の紹介

＜子どもをとりまく環境＞

国立市は小さな市ですが狭いからこそ、4つの保育園で互いに行き来ができるよいところもあります。

特に5歳児クラスは、就学に向け交流を深めています。園舎については、40年前の基準をもとに建てられたもので、どこの園も自慢するにはほど遠いものがあります。各園とも幼児クラスは遊んだり、食事をする部屋が一緒に午睡はホールに集まって寝ています。乳児クラスはすべてひとつの部屋を使っの生活・・・それだけ余裕がありません。

1日の大半を過ごす保育園だからこそ安全で居心地のいい環境作りが大切だと考えていますが、施設面では不備な面も多々あり、各園工夫しながら保育を行っています。

市の方にも働きかけてはいますが、なかなか現実化するの難しいです。しかし、この悪条件も園舎のまわりの環境や散歩という形で、保育の充実をはかっています。

なかよし保育園

1966年(S41)国立市の公立で一番に建てられた保育園です。

市の中心部で、どこの公園にも一番行きやすい立地条件にあります。

細長い園庭にはトンネルのある築山があり、隅の方は子ども達には秘密の場所にもなっています。120名定員(受け入れ年齢10ヵ月～)でスタートしましたが1985年頃から、幼児クラスの定員割れが年々拡大し、それにあわせて、1歳児の需要が高まりました。それにこたえ、定数を減らし、1歳児クラスを1クラス増やし、今まで2階が乳児クラスだったものを1階に変更しました。

幼児クラスだった部屋をそのまま使用しているため、施設面の不備は今後の課題としてありますが、そのことで、乳児クラスはすぐに園庭に出て遊べるようになりました。

矢川保育園

国立市では、なかよし保育園につぎ、1971(S46)年、二番目に開園した保育園です。矢川駅に近く、交通の便もよく、また近隣には緑地・畑・ママ下の湧水や、すみきった矢川の自然が多く残されています。公園も近くにたくさんあり、散歩で自然を満喫することができます。都営矢川北アパートの1階に位置し、建物構造は鉄筋コンクリートで国立で唯一の平屋建てです。

幼児クラスには、廊下がなくテラスのため、雨・風・砂等が吹き込み保護者の送迎や子どもたちの行き来には影響がありますが、どのクラスもすぐに園庭に出る事ができ、L字型の造りのため他クラスの様子がよく見えるという利点があります。

西保育園

国立市の西側に位置する西保育園は住宅地に隣接した比較的静かな環境にあります。

1975年(S50)に国立市の公立で3番目に、また、0歳児指定園としては初めて建てられた保育園です。

子どもがより使いやすく過ごしやすいように職員がなかよし、矢川の保育園での保育経験を生かして考えて建てた保育園だけに、収納棚が多く、ベランダに足洗いがあるなど4園の中では、一番設備面が整っています。1、2階とも日当たりがよく、プランターでの栽培野菜もよく育ってくれます。

また、10分程度でいける場所に上公園や第5公園があり、子どもたちが園以外で自然と触れ合い遊べる場が近いのも特長です。

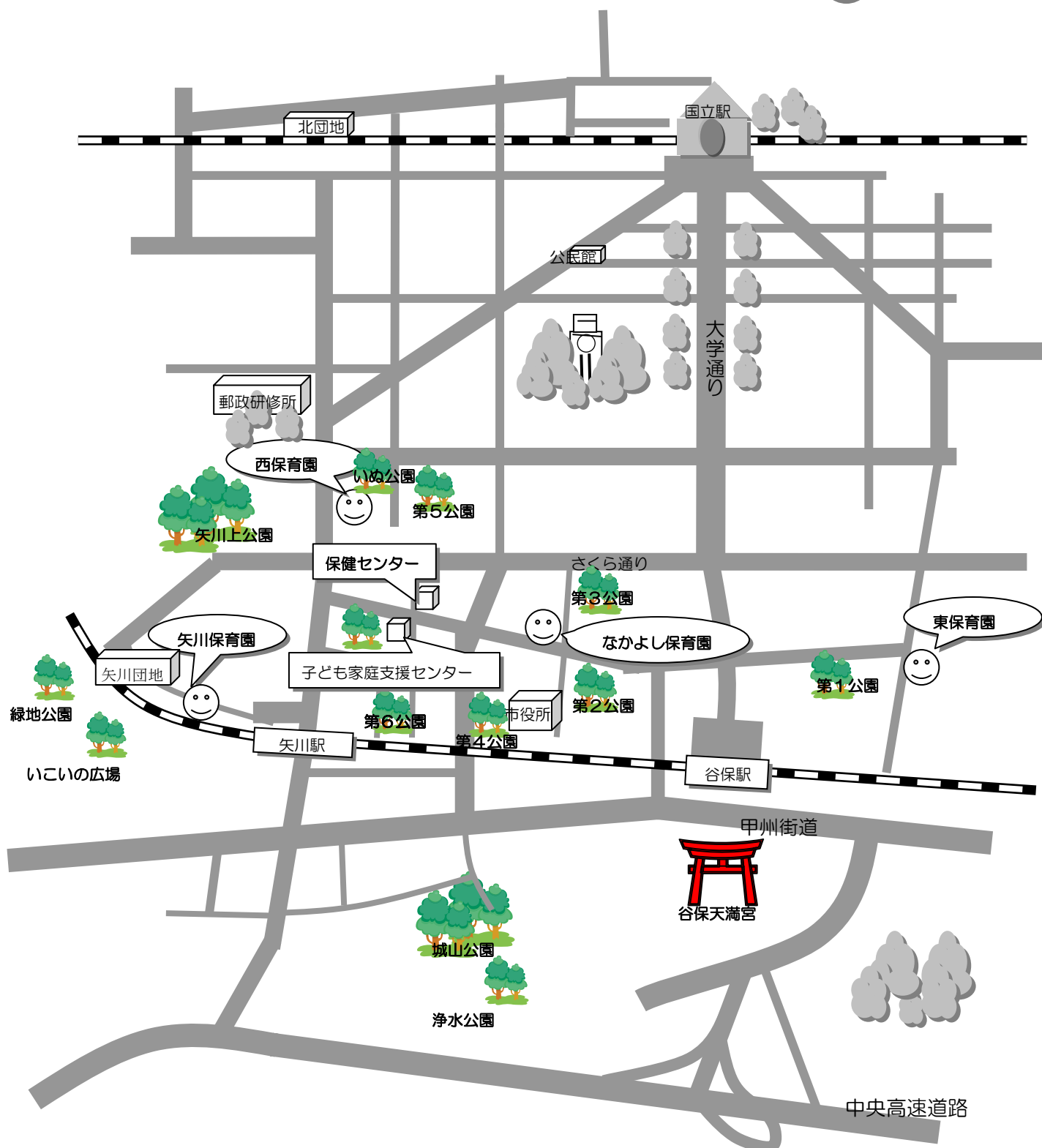
園庭には桜や銀杏、もみじなど四季折々に四季の変化を目で楽しませてくれます。

東保育園

1978年(S53)に国立市の公立保育園で、最後に開園した保育園です。

乳児の待機児対策として、2001年に乳児枠を拡大のため園舎を改修してひとクラス増やし、0歳1歳児混合クラスのなでしこ組(0歳児3名、1歳児5名増員)を作り、定員が108名となりました。場所は国立市の東のはずれ、府中市との境に面し、谷保駅にも近い閑静な住宅街の一角にあります。ちょっと奥まった所にあるので気付かない人も多いようですが、静かで日当たりも良く道路に面していないので交通の往来が少なく、のんびりと園舎前の道を歩くこともできます。開園の時に園舎を囲むように植えられたたくさんの桜の木は今では大木となり、毎年入園進級式の頃には満開の桜が子どもたちを出迎えてくれます。近くには、3小と7小があり、通学路になっているので、卒園児も時々元気な姿を見せてくれます。

市立保育所マップ



国立市立保育園の運営について

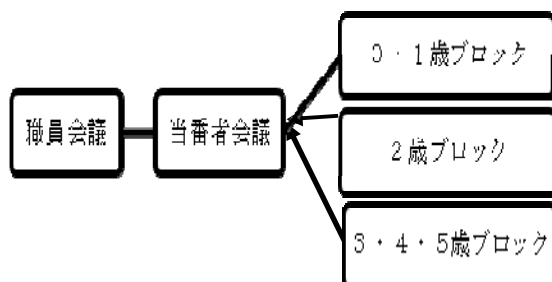
国立市の公立保育園、富士見台団地が出来たときになかよし保育園が開園しました。

開園当初の子ども数は過度的な状態で、定員120名、受け入れ年齢10か月～就学前、園長は福祉事務所長が兼任、辞令なしの主任がおかれ、保育時間は8:30～17:00、副食のみの給食で開始しました。

乳幼児が集団で生活し、人間らしく育つ場における保育士の在り方は、上からの指示で決められたことをするのではなく、一人ひとりが自ら考え、主体的に保育ことが大切。望ましい子ども像をめざして、一貫性のある保育を、職員が協同で取り組むためには、民主的な運営が望ましいと保育者は考えていました。

1968年(S43)2月、市役所の機構(通常、市役所では課長→係長→係員という縦の関係で運営)の中で、主任保母設置案が示されましたが、職員による合議の運営の必要性を訴え、理解を得ることができました。その年の4月から専任園長が配置され、保母のなかから、任期1年の事務保母を選出し合議制による運営をはじめました。

一人ひとりが、子どもの姿や発達に即した指導計画、保育をめぐる問題等、意見を持ち寄り、少人数のブロック会議で検討。ブロック代表者による当番者会議でまとめ、最終的には職員会議で決定するという課程を経て、全職員合意の上で保育運営をはじめました。



時間はかかりますが、長期的に考えると、職員一人ひとりの力を高めることにもなり、保育観を統一して共通認識の上で保育できるようになりました。また、1年交替で事務保母を経験することにより、どの職員も園全体の動きを意識することにもつながります。

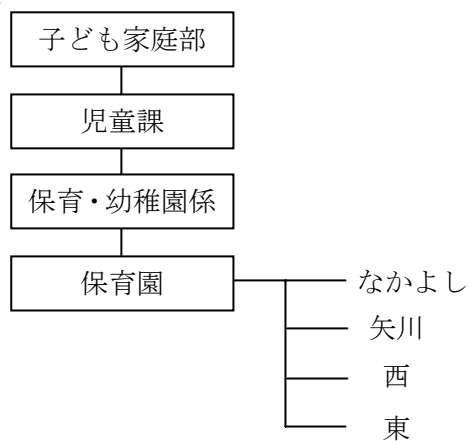
自分たちで独自の運営体制に責任を持って始め、その後開園した3園の運営にも生かされ、公立4園の連携へと繋がりました。(4園研修、合同職員会議、専門職員会議一保健、栄養、調理など)

クラス担任を決める際にも一般的には園長等管理者の考えにより決まりますが、国立市立保育園では、職員の協議により担任決定をします。子ども・クラス集団、園全体の状況を踏まえて、前年担任の持ちあがりの必要性、乳・幼児クラスの保育の継続、職員の力量向上の観点、職員の意思や全体の年齢構成(新入職員異動者の配置も含め)等を考慮し、子どもたちにとって、よりよい担任編成を選択しています。

また、40数年の積み重ねの中で、保育園に求められる内容の増大に伴い、現状の運営体制の見直しが必要になってきました。そこで、2007年(H19)4月から、1年交替の事務保育士を廃止し、園運営を担える主査を配置しました。

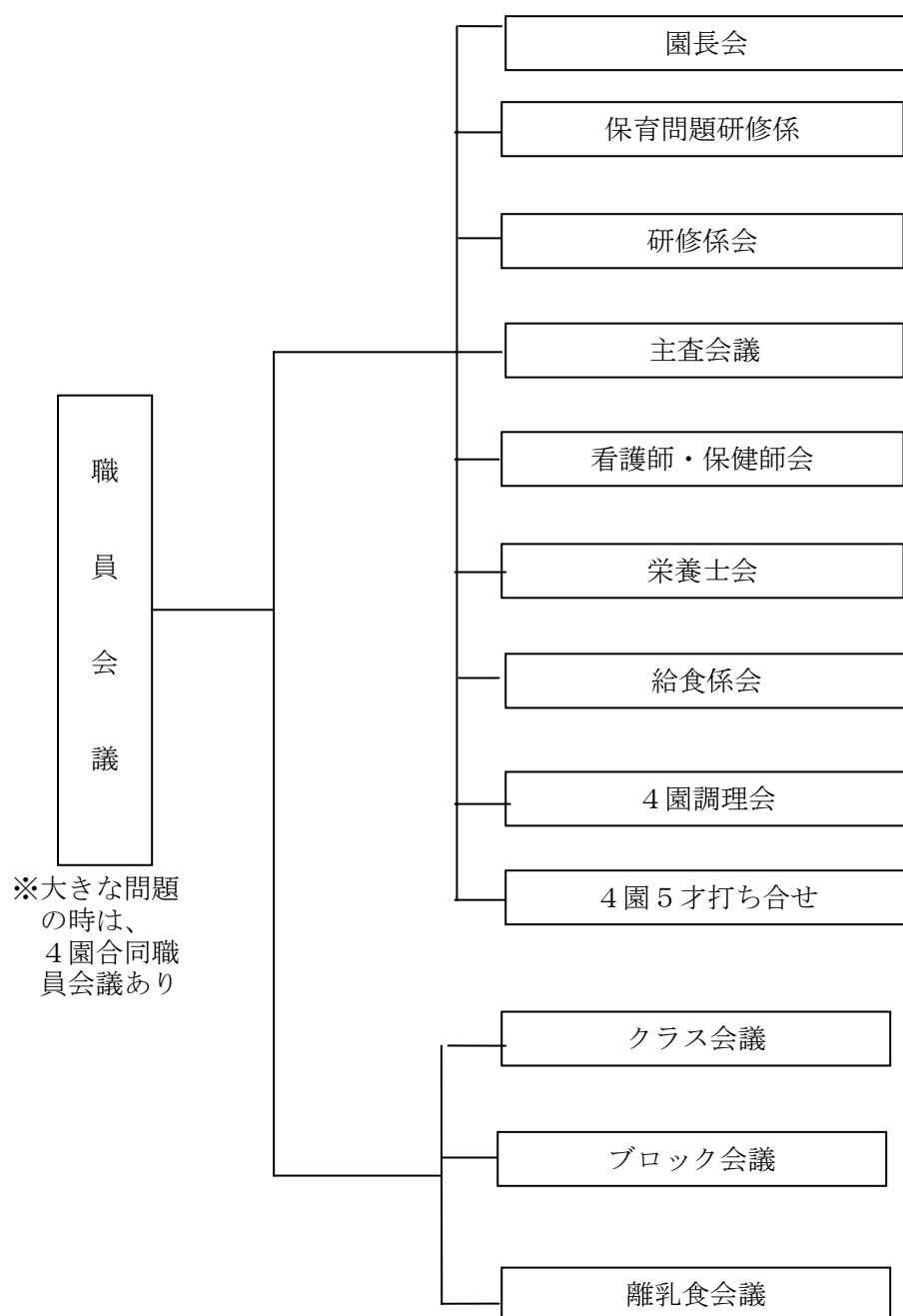
園内部の運営に関する業務・保育を束ねる役割・園長代行を担う等の全体の流れが滞らないよう保育の中の主となる立場と位置づけました。一人ひとりが主体性を持ち、今までに培った合議制は維持した上での運営です。

<組織図>



<仕事の分担、連携>

保育園は、色々な職種のチームワークで運営している。連絡を密にし、合議制で決めている。



人事異動について

公立保育園に働く職員にとって、異動は個人の問題であるとともに、保育園の運営とも切り離せない問題です。子どもにとっても働く職員にも双方の立場から望ましい異動について、話し合いを行ってきました。

1986年以降「保育園職場における異動基準」を確立し、保育園運営が円滑に行われるように毎年「保育園の人事異動に関する要求書」を提出し、話し合いを行っています。しかし2006年 定員管理計画により、職員が削減され、年々職場の状況は厳しくなっています。

異動基準

1. 保育士の異動規模については、各保育園の状況をふまえて、園運営に支障のない最少範囲とする。

(1)異動対象は、同一保育園で6年以上経験した職員とすること。

(2)保育士については、各園 名 までとすること。(人数についてはその年の各園の状況に応じる)

2. 異動対象者から妊婦・出産後1年以内の職員、病休者、休職者は除く事。

また、通院者が異動対象になる場合は、本人の意向を十分に尊重し、対処する事。

3. 調理員については、保育園給食を十分理解し、運営に支障のない異動をする事。

(1)異動者については、長期間保育園調理にたずさわれる職員とする事。

(2)同一園で定年退職が重ならないように、見通しを持った異動をする事。

4. 4月異動の職員については、保育園に関わる全ての職員の「異動内示」を従来通り2月中に行うこと。

職員配置

保育園には、保育士、看護師または保健師、栄養士、調理員、用務員の職員が配置され、嘱託職員、臨時職員などと連携をとり、保育にあたっています。月齢差の大きい1歳児、0・1歳混合クラス(東保育園のみ)の前半は、一日または部分的(入室、食事のとき)に充実の人手を入れています。3歳児クラスについては2005年までは市基準の20:2の配置でしたが、2006年都基準配置20:1になりました。しかし、単数担任では無理があり、今まで通り20:2で運営していくことを職員の中で確認しています。

2009年度現在

	国(最低基準)	都	国立
0歳	3:1	3:1	3:1
1歳	6:1	5:1	5:1
2歳	6:1	6:1	6:1
3歳	20:1	20:1	20:2
4歳	30:1	30:1	22:1
5歳	30:1	30:1	24:1
		早朝・残留・充実 60人以下 1名 60人以上 2名 保育内容充実 60人以下 1名 60人以上 2名 延長保育 非常勤 2名 障害児 1名 ●人数は施設規模	充実 2名+嘱託2名* 早朝・延長 各1名(嘱託)* 障害児 4園で2名(嘱託)*
看護師 保健師		9人以上の0歳児が入園する園 看護師または保健師	各園1名
栄養士	なし	区に1人	各園1名 なかよし・東は嘱託
調理	なし	30～59人 1名 60～149人 2名 150人以上 3名 0歳児施設 プラス1名	各園2名 なかよし・東は3名
用務	なし	各園 1名	各園1名 西・なかよし・東は嘱託 (H22年度より矢川も嘱託化) ●嘱託の場合各園2名

* 嘱託は週30時間以内

* 最低基準そのものの本体は変えないが規制緩和と称して、厚生労働省は通知で最低基準を下回る施設基準、設備基準、人員配置基準を認めている。
 保育士について正規職員は、各クラスもしくはグループに1人いれば足りるとしている。
 但し、乳児が含まれる場合には複数が必要としている。(2004年改正)

* 都基準も2006年子育て交付金から一般財源化された時点で計算のもとにはなっているものの、実際は職員配置等、各自治体の裁量にまかされています。

乳児定数増

1989年の保育問題の検討の中で、最も緊急性の高い乳児の待機児対策で取り組んだのは定数の是正です。

なかよし保育園では、園舎の老朽化に伴い、大規模改修が必要な時期を迎えていたこともあり、将来的には0歳児の月例を引き下げ、産休明け保育を行うため、2階にあった乳児の保育室を1階へ移すこと(調理室により近い)と、開園当初と違い少子化が進行する中で乳児クラスの定数をどうするか？面積基準を守りながら、年齢に適した集団を検討し、園全体のクラス配置と共に、何度もレイアウトを考えました。1992年の改修工事を経て、段階的に保育室の移動を繰り返し定数の変更も行い、1歳児クラス、ひとクラス(9名の新入児)を新設し、幼児クラスもひとクラスずつになりました。1996年まで、150名定員を2001年より、108名定員に変更しました。改修ということでは、使い勝手の面や施設面で決して解決された訳ではありませんが、市民要求にこたえながら、保育を行っています。

また、東保育園では、乳児枠拡大という課題があり、検討した結果、改修工事をし、新たに保育室を作りました。産休明け保育を行っていた為、月齢幅を考慮し0歳児3名、1歳児5名の混合クラス(8名)を新設し、あそびや身体の発達のより近い月齢での保育を始めました。2001年より、100名定員を108名定員に変更しました。

0歳児月齢引き下げ、産休明け保育

全国的に出生率の低下、少子化が生じていた1985年(S60)なかよし、矢川保育園の0歳児クラスに定員割れが起きました。そこで、0歳児保育検討委員会を立ち上げることになりました。

すでに、職員のなかには、今後の国立の保育園の在り方の見通しを持つべきとの気運がありました。育児休暇の制度がない、あるいは取得しにくい等の働く女性のおかれた状況を考え、産休明け保育、月例引き下げをすることで職員の意志統一をしました。

当時の課題としては「産休明け保育」「月齢引き下げ」「入所月齢からの特例保育実施」でした。産休(57日目)明け保育の内容、施設条件改善(最低基準の要件…面積、調乳室、沐浴室)人員確保(看護婦、栄養士、の各園配置)2階に乳児室のある園では、緊急時及び避難の際の安全対策、土曜日を含めた保育体制(特例時間の保育室を含む)などの課題もありましたが、専任の看護師が入ることで、工夫しながら実施に踏み切りました。

保護者との連携について

子育てにおいて保育園と家庭とより良い協力関係を作り、子どもの成長を喜び合えるよう、色々な手だてを取りながら保護者との連携を計っています。

①掲示板で伝える

- ・各クラスの活動内容
- ・流行している病気
- ・行事や持ち物のお知らせ
- ・園からのお知らせ(随時必要な時)

②配布物で伝える

- ・園だより(毎月)
- ・クラスだより(乳児クラスだより、幼児クラスだより)
- ・保健だより(毎月)
- ・食事だより
- ・離乳食だより
- ・給食献立て表(幼児食、離乳食)
- ・行事のお知らせ(運動会、遠足など)
- ・その他必要に応じて

③送迎時、直接伝える

- ・クラス懇談会(年3～4回)
- ・全体懇談会(年1回)
- ・保育参観(日常保育、運動会など)
- ・個別面談
- ・連絡ノート(家庭と担任間で子どもの様子を伝え合う)
- ・給食のサンプルの展示
- ・行事の写真掲示
- ・健康手帳(計測や健診の結果を伝える)

④共催行事の取り組み(夏祭りなど)

保育内容

(1)一人ひとりの子どもを知るために…

はじめての保育園、初めての出会い。子どもも保護者も、不安な気持ちでいっぱいのことでしょう。私たちはしっかりひとり一人を知ることからはじめます。子どもひとり一人が心身ともに健康、安全で情緒の安定した楽しい園生活が送れるよう、また、保護者の方に安心して預けてもらえるよう、日々の成長をしっかり見つめ、援助していきます。

【入園時】

～面接～ 名前、生年月日、年齢、出生歴、既往歴、家族状況
病気の有無、体質的注意事項、保育歴
上記について聞き、必要なことを記録し把握する。

- ・生活習慣、癖などの把握をし、記録に残し把握する。
- ・全職員に、特別に配慮すべき点は報告し、職員会などで周知する。
- ・必要に応じて個人面談を行う。
- ・面接で知りえた情報は、守秘義務として守る。
- ・個人情報記録されているものは持ち出さない。

【毎日】

- ・朝の受け入れ時、ひとりひとりの顔色、期限、外傷などの身体状態を把握する。
- ・保護者と、子どもの体調や様子など気になることを伝え合う。
- ・早朝保育時で担任以外が受け入れる場合も、同じ対応をし、担任に申し送りをする。
- ・ひとりひとりの子どもの様子や体調にあわせた保育をする。
- ・保育中の子どもの様子、変化を把握し、適切な対応をする。
- ・体調の変化など気になることがあった場合は、降園時に保護者に伝える。また特例時でも同じ対応をする。
- ・連絡帳を通し、家庭の様子、園での様子を伝え、連絡をとりあう。

【毎月】

- ・職員会議、乳児、幼児打ち合わせ、定期的な打ち合わせで、一人一人の子ども様子を把握し、連携を取りながら保育をする。
- ・身体測定、園医による0歳検診を行い、健康状態、発育状態を把握する。

【年間】

- ・年間を通して、保護者に園での生活を知ってもらう機会を作っている。
- ・行事、保育参観、保護者会、個人面談を通して、園での様子を知ってもらう。
- ・入園から卒園するまでの継続した保育を行う。
- ・四園で共通の児童票を使用し、聞き取りを行っている。転園の際には同じ児童票を継続し使用することができる。
- ・一人ひとりの成長発達をしっかり把握し、よりよい成長の手助けができる。アレルギー対応も行っている。
- ・看護師、栄養士など専門性をいかし対応している。
- ・それぞれの家庭にあった生活リズムで受け入れることで、子どもが保護者と一緒に過ごせる時間と、保護者の生活の保障をしている。

- ・保護者の悩みや不安を聞くことで、より発育、発達の援助に結びつくことができ

いる。

- ・いつもと違う状態のときは検温をしたり、必要に応じ、連絡を入れることを保護者に伝える。
- ・その子にあった生活リズムに合わせて保育をすることができる。
- ・実例をたくさんみている経験を積んだ保育士の目、また毎日その子の姿を見ていることで、変化にいち早く気づき対応できる。

- ・乳児については連絡帳に、食事の内容、睡眠、朝の体温、排便、様子を記入してもらい把握する。
 - ・看護師の専門的な立場から、保護者へのアドバイスをこなしている。
 - ・健康手帳は四園で共通のものを使用。毎月身体測定をすることで、発育発達をしっかりと把握している。健康手帳は成長の記念の記録となっている。発育発達、体調面で気になるときは園医に相談をし、より専門的な見解を聞き対応している。
 - ・職員会議で子どもの状態を話し合い、全職員が把握している。
 - ・園の保育目標、年間計画、毎月の指導計画、週案、デイリープログラム、個人としては児童票を作成している。
- 計画にそって見通しをもった保育をする。

(2) 子どもの遊びと生活

人と人のかかわりが気薄になっているこの頃です。

乳幼児期に、大人との信頼関係をつくり、そして、友だちと一緒にたくさん遊んでほしいと願っています。

元気であそぶためには健康なからだづくりが大切です。そして、あそぶ力はやがて生きる力へとつながっていきます。

人とかがわってたくさんあそぶ中で、‘自分を大切に、仲間を大切にできる‘子どもたちに育ててほしいと願っています。

子どもを主人公にした保育をするために

- * 子どもが主体の保育を行う。
 - ・年齢や発達に応じた遊びを工夫して取り入れている。
 - ・生活習慣が身に付いていくように手助けする。
 - ・季節に合わせた行事を取り入れている。
 - ・日本古来の伝統文化を知らせている。
 - ・身近な自然にふれるような保育を取り入れている。
- * 保育指針に基づいた保育課程を作成する。
- * 一日を通じて正規職員が対応している。
- * 保護者に、日々の子どもの様子を知らせている。
- * 地域に根差した保育園を目指す。

0歳児

あそび

- ・常にひとりひとりの成長発達段階に合わせて、うつぶせー寝返りーおすわりーはいはいーつかまり立ちを促すあそび、生活を工夫しています。
- ・室内あそびから園庭あそびを中心にし、園庭では素足であそべるように安全を第一に用務中心に全職員で危険物がないかの点検をしています。

室内あそび

天井からモビールをつるして、まだ横になるだけの子も見て楽しむ環境を中心に口に入れても安全なおもちゃを置き、感触を楽しめるあそびを考えています。動きが活発になってきたこともたちのために、手作りのトンネルや斜面などを用意し、室内でも楽しく身体を動かせるよう工夫しています。

外あそび

園庭が中心、ゴザを広げそのゴザから、幼児・他クラスのあそびを目で追う、自然にゴザからはいだすなど、室内とは違う刺激の中で他クラスとの交流を行ないます。

(散歩)

散歩カーを利用して近くの公園へ行ったり、乗り物を見に行くなどのあそびを楽しみます。

	特徴的な姿	配慮・手だて
基本的 生活 習慣	食事—介助が必要だが * てづかみで食べようとする 睡眠—2度寝から1度寝になる ～生活リズムが個々によってまた体調で違う * 気持ちよく眠れ、目覚める 排泄— * 汚れると気持ちが悪いことを知らせる 着脱— * 大人の動きに合わせ手足を動かそうとする	・月齢により、離乳食が違うため、一人ずつの食べ方、食べぐあい等、ていねいに見ていく必要がある。 ・子どもの寝かしつけしながら、体調を見守っていく。 ・安心して気持ちよく眠れるよう、環境設定を整える。 ・排尿の間隔・排便のサイン、健康状態など把握し対応する。 ・一人ひとりに介助が必要
運動 発達	首のすわり→ねがえり→おすわり→ずりばい→ハイハイ →つかまり立ち→歩行 しっかり歩く	・発達の順序性を大事にしていく ・個人差、月齢差もある中で、一人ひとりのていねいな対応が必要。
集団 作り	・人見知りが出てくる。 ・1歳頃からまわりの友だちのしていることに目がいく。 ・友だちがそばにいてもいやがらずさわろうとする。	・認識力が育つ時期なので対応はていねいにしていく
その他	・子どもや保護者への対応も置く。保健師、栄養士・調理士と連携していく必要がある。	

1歳児

あそび

自己主張がでる時期。イヤダーの言葉から何をするのもいや、それでも友だちが楽しそうだと一緒に関わりたい。

物があれば「自分の！」と欲しがる時期です。

室内あそび

みたて、つもり遊びが楽しめる時期。ままごとの食べ物をパクパクと食べる真似をしたり、ダンボール箱を車に見立てて「ブーブー」と運転したりします。

ブロック遊びが好きになる時期で言葉同様どんな形になっても自分なりの納得した物、お気に入りができます。

誰かが使えば「自分の！」と泣いて怒り出し、手が出たり、かみついたり、友だちとの関わりをひとつひとつ知るチャンスにしています。

絵本のくり返しの言葉も大好きで声を出して絵本に集中します。

外あそび

園庭を中心にあそびは展開します。砂場のおもちゃを使って、ままごとあそびをしたりシャベルをスプーンのように使用して時々砂を口に入れてしまいますが、砂あそびが大好きになる時期です。

（散歩）

まだ上手に手をつなぐことはできませんが、友だちと一緒に並んで歩くことが少しわかり、大好きな公園の遊具を目指して歩くことができます。

（国立にはそれぞれ特徴のある公園があり、子どもたちにはわかりやすい）

	特徴的な姿	配慮・手だて
基本的生活習慣	何でも自分でやってみようとする (食事) てづかみからスプーン、フォークを使う。 (排泄) オムツからパンツへの移行 (睡眠) 気持ちよく眠り目覚める (着脱) 自分でやろうとする気持ちが強くなる	(食事) 全て大人の援助が必要で1対1対応も大切となる。食べる意欲を大切に、自分で食べられることを目指す。一緒に食事をしてスプーンやコップなどの使い方を知らせていく。 (排泄) パンツになる(個人差のあるが)排尿の間隔排尿、排便のサイン、健康状態など一人ひとりについての確に把握し対応する。 (睡眠) 家庭での生活リズムや園での様子を把握し、安定して眠れる環境を作る。 (着脱) 一人ひとりを励ましながらか見通しがもてる援助をしながらやろうとする気持ちを育てる
運動発達	・歩き始める歩く→歩行がしっかりしてくる→小走りができるようになる→高い所に登ようになる。 ・手、指の発達 物を投げる→積み木をつむ→道具を使い始める前段階 ・何にでも興味を持つ	・歩き始めから小走りまでの発達段階の違う子どもへの危険への配慮と発達の保障をする。(外遊び、散歩、水遊び、プール遊びなど) ・安全で活動しやすい環境の中で自由に体を動かすことを楽しむようになる。 ・遊びの中で生活のものを取り入れ、ボール転がし、なぐり描き、穴落としなどの指先を使うものを取り入れていく。 ・身のまわりの様々なものをいじって遊び、外界の対する好奇心や関心をもたせていく。
集団作り	・友だちへの興味がでてくる ・友だちと同じことをやりたがる ・自我が芽生え、自己主張がでてくる ・同じ場所に集まることで噛み付きがでてくる。 ・(言葉)一語文が広がり二語文へ 生活に必要な簡単な単語がわかる	・それぞれの様子、家庭環境、その日の体調など、日々把握し、的確に対応していく。 ・自己主張の対応は丁寧にしていく。 ・一人ひとりの子どもの状況を把握し、気持ちをくみとっていく。 ・具体的な行動や物を示して言葉を一致させていく。大人が楽しんで遊び、話すことで言葉を広げていく。
その他	・月齢差が大きいことでの親への指導が大切 (食事、排泄、いやだいやだ時期、噛み付きなど)	

2歳児

あそび

相手がいることであそびが広がり、楽しめる年齢になり、〇〇になってのあそびが一番です。2人が3人…と増え、みんなで一つのあそびも楽しめるように後半にはなります。

室内あそび

- ・ままごとあそびが大好き。いろんなごっこあそびが楽しめるよう人形や布団、ハンカチエプロンなどを用意しています。ただ上手に使いこなすにはまだ時間はかかりますが、犬になったり、猫になったり、役割をして楽しむ姿が多くなります。
- ・絵本はストーリーのあるものを楽しむようになり、言葉をくり返すなかで、友だちと声を合わせて絵本の世界を楽しむ時です。

外あそび

鬼ごっこのような簡単なルールのある遊びも大人が仲立ちすることで、楽しむようになります。

砂場のあそびでは型ぬきを上手に使うてごっこ遊びを進めます。少し役割もでてきてお母さん役、お父さん役も上手にします。

（散歩）

友だちと手をつなぐのも上手になり、友だちの後ろを意識して歩こうとするようになります。公園に着いたら、探検ごっこなどしてあそぼうと少し遠くの公園でも期待して歩いていけるようになります。

	特徴的な姿	配慮・手だて
基本的 生活 習慣	身の回りの簡単な始末がほぼでき、一日の生活の流れを覚え、動こうとする。 (食事) ・主食、副食を交互に食べる。 ・色々な食べ物を少しずつ食べようとする。 ・スプーンフォークを正しく持って食べる。 ・箸を使ってみる。 (排泄) ・自分でトイレに行き、排泄する。 ・男児はズボン、パンツを膝まで下ろして排泄する。 (睡眠) ・心地よく眠り、心地よく目覚める。 ・目覚めても一定時間静かにしてられる。 (着脱) ・衣類の前後、表裏に気付く。 ・靴を脱いだり、履いたりする。 ・脱いだ服をたたもうとする。 (清潔)	・一人ひとり丁寧にに関わり、‘自分で’という気持ちや行動を大切に、自信や意欲につなげていく。 ・スプーン、フォークなどの道具を使ったり、食器に手を添えて、気持ちよく食事ができるようにマナーを知らせていく。 ・トイレに行こうとする気持ちを育てながらパンツに移行する。 ・トイレの使い方を知らせる。(紙の使い方、流し方、手洗い) ・落ち着いた環境の中で、安心して眠れるように配慮する。 ・脱いだものが分かり、片付けるように指導していく。 ・服のたたむ順、形は保育士と一緒にやってみる
運動 発達	・走る、(両足で)飛ぶ、登る、押す ・ぶら下がる、片足あげ・ジャングルジムにのぼる。 ・ボールあそび。(蹴る、投げる、転がす) ・階段を足を交互に出して昇り、一段ずつ足をそろえて降りる。 ・指先を使う。(にぶく、ちぎる) ・ハサミできる(一回切り)	・保育士が子どもの興味関心に沿った環境を作り、行動範囲を広げる。 ・子どもが楽しみながら全身、手指を使ったあそびを取り入れる。
集団 作り	・自我の拡大 ぶつかり合いも多くなる。 ・自分を主張しながら他も受け入れ始める。 ・みたと、つもりあそびから、初歩的なごっこあそびが出来るようになる。 ・仲間意識が芽生える。 (言葉) ・生活やあそびの中で、言葉のやり取りができる。 ・身の回りの物の名前や数、形、大小を比較できる。	・一人ひとりの子どもの気持ちを理解し、感情をコントロールする力を育てる。 ・子どもの話をしっかり聞き、一人一人の思いや言葉を引き出し、体験したことを広げる。 ・保育士が仲立ちとなって遊びを発展させたり、友達との関わりを広げていく。 ・子ども同士のやり取りに保育士が仲立ちをして言葉を促す。 ・ごっこ遊びの中で子どもの話を十分に聞き、イメージを広げられるようにする。
その他	集団が大きくなる	

3歳児

あそび

- ・友だちを意識しはじめて、2人での遊びが中心になる。
- ・言葉のやりとりも増えるが、まだ「自分が！」という思いが強い

室内あそび

ままごとあそびでは少し役割がでてくるが、3人4人と同じ役の子がいる。

戸外

- ・走ることが好きになる。ルールはまだ理解できず、自分なりのルールになりがちだが友だちと一緒に楽しむ姿がある。

園外

自然に触れ、散歩を楽しいと思う。まだ道順などははっきりわからないが、〇〇公園には何があるかということがわかる。交通ルールも言葉では理解できる。

	特徴的な姿	配慮・手だて
基本的 生活 習慣	生活習慣の確立、言葉かけで大体できるようになる。 (食事) ・スプーンフォークを正しく使える。 ・食器に手を添えたり、持ったりして食べられる。 ・事前後の挨拶ができる。 (排泄) ・排尿排泄とも行きたいときに自分から行く ・見守られ排尿後、ちり紙で拭き、水を流して手を洗う。 (着脱) ・簡単な衣類はひとりで着脱できる。 ・脱いだ衣類をたたんでカゴに入れる。 ・衣類の表裏がわかる。 (清潔) ・自分で手を洗う。 ・鼻汁がでたら拭こうとする。 ・うがい、歯磨きをしようとする。	☆大人への依存の気持ちを受け止めながら自立へと向ける。 ・少食の子、偏食の子、咀嚼の下手な子、食べる意欲のない子など一人ひとりの問題がよく分かる。働きかけも多様になり、一人ひとりに適切な指導をする。 ・行きたいときに行くことができるか時々確かめる。 ・排便後の始末はまだ一人では難しいので大人と一緒にやっていく。 ・自分でしようとする気持ちを育て見守る。 ・友だち同士で気付き合ったりできるように働きかける ・保健師と共にブラッシング指導をしていく。
運動 発達	・安定して走る・飛ぶ・わたる、バランスをとって歩くなどができる。 ・連続して両足でその場飛びができる。 ・簡単な合わせ折りができる。 ・はさみを使って、直線切りができる。	・運動機能が目ざましく伸びて、意欲を持つ年齢、多様な経験や活動を保証する。 ・個人差、性差も大きいので一人ひとりに応じた援助(励まし)をする。
集団 作り	・集団との取り組みに参加していくようになる。 ・仲間との関わりや相手とのやり取りの中で、自分をコントロールしようとする。 ・他者を通じて自分に気付く。 ・簡単な遊びの約束が守れる。 ・大人の手伝いをしたがる。 ・気の合う友だちが出来る。 (認識) ・男の子、女の子の違いが分かってくる。 ・なぜ、どうしてと何でも知りたがる。 ・自分の物、人の物、共同で使う物の区別ができる。 ・生活や遊びの中で色や形の区別、数量の違いが分かったり、集めたり、並べたり分類したりする。 ・身近な自然に興味を持つ。 ・家族構成が	・様々な経験を一緒にし仲間と関わることの喜びを育てていく。 ・集団生活に必要な簡単なルールや決まりを保育士が仲立ちとなって知らせていく。 ・仲間への興味関心または仲間と関わる事の喜びを育てていく ・大人がきちんとした言葉で話す。 ・子どもの話を聞く・ ・子ども同士の言葉のやり取りの体験を積み重ね言葉で伝え合う力をつけていく。
その他	・子どもや保護者への対応も置く。保健師、栄養士・調理士と連携していく必要がある。	

4歳児

あそび

簡単なルールのあるあそびが好きで友だち数人でほぼ毎日でも同じ遊びを続けようとする。

室内あそび

- ・リードする子がいて、役割を決めあって、ままごとあそびが広がる。
- ・ブロックも形になってくる。

戸外

リレーのような勝ち負けをとまなう遊びも好きで、友だちと共にルールを決めてあそぶようになる。

園外

交通ルールを守ろうとし、友だちと手をつなぎ目的地をめざす事ができる。

	特徴的な姿	配慮・手だて
基本的 生活 習慣	☆生活習慣の自立の時期 ・自分の身の回りのことはできるようになる。 ・まだ個人差がある。 ・友だちの力をかりてやろうとする。	☆自立に向けて丁寧に見ていく。 ・個々によって差があるので手助けしたり待ってみたり励ましていく。
運動 発達	・全身を使って思い切り遊び、バランス良く体を動かす。 ・指先を使っての活動を楽しむ。 ・想像性が豊かになり自分の考えで描いたり、作ったりできる。	・身体を充分に使って遊ぶ。 ・いろいろな遊び、活動を取り入れていく。 ・生活のなかでの経験を大切にし、次につなげていく。
集団 作り	☆集団が育ってくる時期 ・自己主張する中から、他人の立場や要求がわかるようになる。 ・友だちの良いところをみんなで喜びあう。 ・友だちと力を合わせたり、励ましあったりして、一緒にすることの楽しさを知る。 ・簡単なルールのある遊びをする。 ・年下の子に親しみを持つ。	・一人ひとりが自分を出すことを受けとめ、友だちへつなげていく。 ・その子の良さをみつけ他児へ知らせていく。 ・ルールのある遊びやつもり遊び、ごっこ遊びをたくさん取り入れていく。 ・乳児クラスとの活動を取り入れていく。
その他	☆保護者対応 ・必要時に応じては面談をし、親との関係をつくる。	

5歳児

あそび

- ・組織だってあそびを構成しようとするところが出てくる。
- ・クラスのリーダー的な子があそびをリードしがちになるが、後半には全体が力をつけてあそびを構成しようとする。

室内あそび

- ・あそびの品物を作ったりし、その物でままごとあそびやブロックあそびで作ったものの友だちとのあそびを広げていく。
- ・絵本ひらがなを読む子もいる。

戸外

ジャングルジム、縄跳びなど友だちに教えてもらい飛ぶことができるようになったり、子どもへの伝え方ができる。

園外

- ・交通ルールを守って散歩に行ける。
- ・散歩ではかなり遠くへ行くことができ、目的に向かって歩くことができる。

	特徴的な姿	配慮・手だて
基本的 生活 習慣	・自分の身のまわりの事はできるようになる。 ・友だちと力を合わせて活動や生活を話し合って自分たちでやっていける。	・見守ったり、励ましたり助言をする事で自分たちで出来る事を喜び自信につなげていく。
運動 発達	・全体的な動きがなめらかになり、自分が思うように運動ができ、活発に遊べる。 ・指先が器用になり、巧みな手先の動きが多くなる。	・ルールのある遊びをたくさん取り入れる。(鬼ごっこ、ボール遊び、大縄、プール遊び等) ・遊びや生活の中で手先を使うものを取り入れていく。(構成遊び、絵画制作等)
集団 作り	・仲間と工夫、協力し合い、遊びや活動を進められる。 ・仲間の中で話が聞け、自分の考えも話せる。 ・子ども同士で話し合ったり、解決する力がついてくる。 ・友だちの考えている事を察したり、自分の気持ちをコントロールし行動する。 ・友だちに認められ、自分らしさを出しながら共に過ごす。 ・学校見学をし、他園の5歳クラスと交流することで就学への期待をもつ。 ・年長児になったことを喜び、小さな子と関われる。	・年長になった喜びを受けとめ、一人ひとりの成果を認めていく。 ・その子の良さを見つけ伸ばし、他児へ知らせていく。 ・話し合い、活動を通して、仲間のこと自分たちのことを共に考え合う力を育てていく。 ・自分の身の回りの事ができるよう力をつけ、自信をもって、就学できるようにする。(聞く力、話す力をつけさせる) ・年下の友だちにやさしく接し、年長らしいふるまいを認めていく。
その他	・保護者対応 就学に向けて必要となる力を知らせていく。 保護者同士の連携の必要性を知らせていく。	

異年齢交流

保育園では0歳児（生後57日）～5歳児（就学前）の子ども達が通い、各年齢ごとのクラスの中で発達にあった生活や活動を行うとともに、日常的あるいは行事等を通して異年齢との交流も大切にしています。

少子化が進んだり、地域との関わりが少なくなっている現在では異年齢との交流は保育園の果たす役割りの1つとも言えます。日々の生活の中では部屋や園庭、朝・夕や土曜日の合同保育での自然な関わり合いや、他クラスとの散歩、行事等を通しての意図的な活動を大事にしています。

国立市としてはどの園でも「お手伝い交流」という活動にとりくんでいます。これは5歳児クラスがグループ毎に乳児クラスと事務室にお手伝いに行き、その中で自分は大きくなったということを知り、役に立ったこと、認められたことで自分自身の成長を自覚し、自信がもてるよう園全体で取り組んでいます。

その他、こどもまつり（園によって名称は違います）というごっこあそびで幼児クラスが力を合わせて取り組み、乳児クラスとも一緒にやりとりを楽しめるものを作り上げています。

異年齢交流を通し、互いに刺激し合い、小さい子のお世話をして認められ充実感を味わったり、大きい子へのあこがれ等の気持ちが芽生え、人との関わりが豊かになります。

給食について

保育園で1日を過ごすとき、食事はなくてはならない生活の一部となっています。子どもたちは今日の給食はなあに？と調理室をのぞきに來たり「今日はカレーだね」と調理室から漂うにおいに敏感に反応し、とても楽しみにしています。

人が健康に過ごしていくためには規則正しい生活リズムと乳幼児期からの食生活が大きく影響しています。小さい頃からの体験で食への興味や意欲を培い、食べることの喜びを育てていく場として保育園も家庭の食事と同じように大切な役割があります。

私たちは子どもたちが前向きに生き、自分で食を選ぶ力を持てるように、生活を通して体験する様々な取り組み(食育)にも力を入れています。

また、給食室が保育園の中にあることをとても大事に思っています。だれもが作っている様子をのぞくことができます。調理員は一人ひとりの子どもの顔と名前がわかり、子どもたちとの交流や信頼関係が生まれます。

この環境をこれからも大切に守っていきたいと思います。

園での栄養給与量

2006年度に改正された食事摂取基準に基づきながら園ごとの基準量を出していますが個人差を配慮しながら食事量を調整しています。

献立・材料

安心で安全、より家庭的な食事を出しながら子どもに何を伝えていくか、献立内容の充実を図るためにどうし

たらよいかを職員間で検討し、調理員、保育士で意識を共有しながら進めています。

和食を中心にしながらも、子どもたちの好きなカレーやシチュー、ラーメン、スパゲティなどもメニューにとりいれ、バランスがよく見た目も食欲をそそる食事作りを心掛けています。

また、温かいものは温かく、冷たいおやつなどはギリギリまで冷蔵庫で冷やし、時間を見ながら出しています。

乳幼児期からの食習慣が将来の健康に大きく影響すると言われているので、だしをとり、うす味でできる限り国産の材料で手作りにしています。おやつも手作りを基本に子どもたちが楽しみになるような内容を取り入れています。

主な食品

米 有機米の胚芽米を使用しています。

肉類 国産の豚肉と鶏肉を使用しています。
(牛肉に関してはBSE狂牛病を考慮し現在は使用しておりません)

ソーセージ・ハム 発色剤、保存料が無添加です。

しょう油 国産丸大豆の本醸造です。

牛乳 ホモゲナイズ(均質化)されていない低温殺菌牛乳(65℃30分殺菌)です。

小麦粉 国産の粉を使用しています。(地粉)

だし 化学調味料は一切使わず、サバ、鰹節、こんぶ、煮干しを使用しています。

また洋風のものはガラ缶、チキン缶を使用しています

手作りあれこれ

ふりかけ のりの佃煮 ハンバーグ コロッケ類 シチューやカレーのルー

ババロア ゼリー ポテトチップ ケーキ シュークリーム クレープ 蒸しパン 団子
ラスク

アレルギー対応

食事を原因とするアレルギーが増えてきたことに伴い、アレルギーの乳児期からの対応が治療に大きく関係することなどを考慮し、また、みんなで一緒に食べることを通して食への興味や意欲を育てていく観点からも出来る範囲で除去食や代替食を行っています。(できない場合は弁当対応もあり)

アレルギー対応は医師の指示書に基づき面談で家庭と連携をとり、確認をしながら進めています。

対応の際は誤食を防ぐため毎朝、調理室内で打ち合わせをして個別のプレートや色違いの皿を用意し、調理や保育者と声を掛け合い細心の注意を払いながら行っています。

離乳食

離乳期に安定したリズム、大人との信頼関係の中で安心して離乳食やミルクをもらうことから食への喜びが育つためこの期間はとても大切な人間の食への意識の原点と考えています。社会性やマナー、協調性も食事中の会話やみんなで食べる楽しさから身につけていきます。

個々の発達に合わせた離乳食を進めていくためには調理室と保育室の連携が必要です。形態や量、食べさせ方を離乳食会議で確認しきめ細かく対応しています。離乳食を作った調理は必ず0歳室に行き子どもに食べさせ食べ具合を確認しながら食事作りをしています。

一人ひとりの進め方に合った献立表を作成し、離乳食便りなどで子どもの様子なども知らせ、家庭と一緒に進めていけるように心がけています。

大人やクラスの友達と食卓を囲む心地よさを感じていけるような楽しい食事の雰囲気を作っています。

食器

使用する食器もおいしく食べることや食べ方のマナーを身につける上で欠かせない要素のひとつとなっています。見た目が温かくて子どもが使いやすく、丁寧に扱う気持ちを育てるためにも陶器を中心にポリプロピレン製のものと組み合わせて使用しています。

離乳食はすべて強化磁器で、安定性のある形を選んでいきます。

ポリプロピレンは安全性を配慮し3年ごとに買い替えています。

食育

生活の中から自然に食べることへの意欲が育てられるようなこと、(季節ごとの行事食、栽培、食事の当番活動など)を大切にしています。

そのためには食育計画をたて、全年齢で共通のねらいと意識をもった働きかけが必要になります。

保育園のすべての職員で進めていくことの大切さも確認しながら取り組んでいます。

0ー157などの食中毒防止のためでできなくなった餅つきなどの伝承行事も体験させていきたいためきち

んと火を通す方法で現在も続けています。

食への興味と意欲は0歳の時に一人ひとりに合った食事やミルクを安定した環境の中で飲むことから始まります。

そして調理保育、トウモロコシや玉ねぎの皮むきなどのお手伝い、自分たちで野菜を栽培し収穫するなど直接食べ物と関わる体験は苦手な野菜を食べられるようになるなど食べる意欲につながっていきます。

担任も一緒に食べ、おいしさを共感しあうことがより食べることの楽しさを大きくすることとともに、食器の正しい扱い方やマナーを身につける上でとても大切なため、クラスに入る職員は検食として一緒に給食を食べています。(クラスに1食分を人数で分けている)

調理員も食べているところを回り子どもたちの声や表情を直接聞くことで盛り付けや切り方の工夫をして食育の意識を高めています。

行事のときはバイキングスタイルやお弁当形式、ランチ皿など出し方に工夫をしていつもと違う雰囲気作りを考えています。

衛生管理

0ー157やノロウイルスなどの細菌は少しの量で食中毒を起こすため、衛生管理は大変厳しくなっています。保育園でも衛生マニュアルを作成し、それを基に衛生的な調理を行っています。

調理室内の清掃を始め、調理器具も消毒したものを使用しています。作業が変わるごとに手洗いを徹底し、肉や魚は中心温度が85℃1分間の加熱も測って確認しています。

生で食べる果物は高酸度醸造酢で消毒をしてから出しています。

調理員の健康状態も毎日記録しています。業者の納品時間や食品の温度チェックで使用する食品の安全も確認しています。

その他の配慮

日本以外の様々な国からの子どもたちも増えています。

その国の文化や生活様式の違いも尊重し、食事に対しても対応しています。(文化食)

特例保育について

1966年(S41)なかよし保育園が開園したときには、8:30～17:00までの保育時間で、それではお迎えが間に合わないと保護者からの切実な要望があり、職員が残り対応してきました。しかし、それでもまだ時間が短く、保護者の自主事業として、17:30～18:30の保育が始まりました。

1971年(S46)に、矢川保育園が開園したときも、やはり保護者から、自主事業としての保育をしたいと要望がありましたが、職員としては、制度を作り、市として責任をもって行った方が良いと考えました。

特例保育を始めるにあたっては、保育時間が長くなるということは、子どもにとってどうなのか？仕事が長時間にならない社会が望ましいが、社会情勢の中では、救われる子がいるなどの話を重ねてきました。

1973年(S48)に、特例保育を開始しました。実施にあたっては、朝夕の子どもの過ごし方

(遊び)を学習したり、労働条件を考えるなどし、正規職員が、責任をもって行っていくように、時差勤務となりました。

1975年(S50)西保育園開園、1978年(S53)東保育園開園、1992年(H4)11月、市の自主事業として、18:30までの時間延長となりました。対象児は1歳以上でしたが、0歳児の月齢引き下げに伴って、保育環境や体制を整え、段階的に年齢幅を広げ、産休明けからの受け入れを実施しました。

延長保育について

市民要求でもある、延長保育の実施を目指し、保育検討委員会が児童課内に設置され、各職場で検討学習会など議論を重ねてきました。また、「定員管理計画」による保育士削減反対の要求と延長保育実施に向けての人員増や条件整備を訴え、交渉も行ってきました。

しかし、「市民からの是非や慎重論も出ているので、市民の合意を得てから実施する」と市長の判断で、2001年度の実施は先送りとなりました。その後は、保護者と市と話し合いを持ち、合意を得て、2002年7月から、公立4園で実施となりました。

「人員増なしでは、延長は困難」と考え、交渉も続けていきましたが、正規職員の増員は実現できず、朝・夕の嘱託保育士各1名、臨時職員1名が各園に配置されることになりました。

【目的】 保護者の就労形態の多様化、通勤所要時間の増加に伴う保育時間延長の需要に対応する

【開所時間】現行の11時間開所(7:30～18:30)を1時間延長(7:15～19:15)

【対象児】全園児(定員を設けない)

【延長保育料】18:30から対象(後に18:15～)
月額2500円 日額500円

【補食】夕食に支障のない適度の量

子どもたちが長時間保育になることについては、現在の保育を見直しながら、保育体制・内容について、これまで同様、子どもの1日の生活を正規の保育士が責任を持ち、保育をすすめることを続け、実施後も4園で実情や問題点など出し合っています。

年々、希望者は増え、二重保育をせざるを得なかった子どもたちが、同じ保育園で安心して過ごせることの良さを感じています。保育時間が長くなる子どもたちへの細やかな配慮と家庭との連携を密にすること、また保育の引き継ぎなど、日々大切にし保育を行っています。

延長保育の実施に伴って配置された朝夕の嘱託保育士の勤務時間は、当初は朝5時間、夕4時間で始まりましたが、2006年4月から6時間づつと勤務時間延長が実現し、日中の保育とつなげて子どもたちの様子を見ていけるようになりました。

安全・危機管理 ～子どもを守る為に

保育園にとって一番大切なことは、子どもの命と安全を守ることです。危険な場所はないだろうか？ 災害時の対応をどうしていくか？ 園の外に出る時の対応は？…と、常に子どもたちをどう守るかを真剣に考えています。時代の流れと共に外から侵入される危険にどう対応するか、なども考えなければなりません。子どもの送迎時は保護者の確認をし、連絡がない限り他の人には引き渡さないことにしています。園庭での遊びや散歩などで地域に出ていく場合は、子どもたちから目を離さず、危険に合わないよう不審な人や物事を見逃すことのないように、複数で対応しています。

日頃から保護者、職員との挨拶を大切に、顔と名前をお互いに覚えていけるようにコミュニケーションも大切にしています。

1、全体で行っていること

- ・子どもと保護者の安全が守れるよう、職員が安全・危機管理について共通認識を持つようにしています。

他園で起きた怪我や事故などを報告し合い、再発防止につとめています。

- ・子どもがどこで何しているか常に人数把握し、声を掛け合いながら全体把握をしています。

- ・全園にモニター付きオートロックが備えられてあり、確認して解錠しています。

- ・「学校110番」が設置され、警察に直接通報できるようになっています。

- ・避難訓練は、火事や地震を想定し毎月、引き取り訓練は年一回行っています。

また、広域避難場所もお知らせしています

2、室内で行っていること

- ・危険箇所は、落下・転倒防止策を行い高い所は物を置かないよう心掛けています。

3、散歩、遠足で行っていること

<散歩>

- ・事前に事務室に行先を伝え、帰園時には報告しています。
- ・出発時、集合時、帰園時など適宜人数確認を行っています。
- ・リュックの中に携帯電話、救急用品、タオル、着替え、ティッシュ、おむつ等を入れ、持ち出かけています。
- ・必ず複数の職員が付き添い、危険箇所がないかチェックしてから遊ぶとともに、常に周囲の状況などに気を配り、子どもから目を離さないようにしています。
- ・子どもたちには、交通ルールや周囲の状況について、注意しどう行動したら良いのか、働きかけています。

<遠足>

- ・下見に行き、遊ぶ場所、トイレなど確認するとともに、危険箇所のチェックをしています。
- ・遠足の計画書を作成し、職員間で確認し、付き添い者とは打ち合せを行っています。
- ・看護師が付き添い、怪我など万一の事態が起こったときには、役割分担をして対応しています。

健康・安全・衛生管理

子どもたち一人ひとりの発育や発達を見守り、健康の保持増進のため、他職種と連携を取りあっています。また、感染や事故などへの対応についても、日頃から職員と情報を共有し、感染症の早期発見に努め、事故などへのすばやい対応を心掛けています。（感染症対応マニュアル、救急対応マニュアルの活用）

健康管理

健康観察

- ① 新入園児の面接に同席し、職員とともに健康・発育・発達の把握をする
- ② クラスをまわり、ノートに目を通し、病気で休んでいる間の子の様子などをチェックしたり、職員からも情報を得る。食事の様子などもみてまわる。

紫外線対策

- ① 0歳から帽子の着用を習慣づけ、肩を露出しない衣服に着替えるなど配慮していく。
- ② プール時期は、プール、シャワー場には遮光ネットをはり、プールに入る時間にも配慮する。

健康発育発達状態の把握

- ① 毎月の身体計測を実施するなかで、体重の増減に注意していく。
- ② 春秋の健康診断を実施するなかで、通院治療が必要な場合は、直接保護者に伝えたり、健康手帳でも知らせていく。
- ③ ブラッシング指導を受け、むし歯や口の中のことに興味を持ち、歯磨きを習慣づけていく

保健指導

- ① 手洗い②プールにむけて③目を大切に④頭ジラミについて⑤ぎょう虫卵検査について

その他

- ① 職員にむけては、疾病の予防・早期発見のため、健康相談を行う

安全管理

- ① 職員に向け、応急処置について周知する
- ② 緊急対応マニュアルを作成し、周知徹底する。
- ③ 感染症拡大予防対策について、マニュアルを作成し、職員に周知徹底する。
- ④ 乳幼児突然死症候群の発生予防、早期発見のため、就寝中の観察と環境整備を行う
- ⑤ 室温、湿度の管理を行う

衛生管理

- ① 全職員、全園児のぎょう虫卵検査の実施
- ② 職員の細菌検査
- ③ プールの管理；毎年保健所で行われる小規模プール衛生管理講習会に参加し、新情報については職員に周知する。（子どもの体調チェック、プール内の消毒、残留塩素測定、水温、気温チェックなど）
- ④ 幼児クラスの歯ブラシの管理；歯ブラシの点検（ブラシ部分の汚れ、ひらきなど）を行い、保管庫の清掃をする。
- ⑤ 頭髪検査；頭ジラミ発生予防、感染拡大を防止するため、定期的に行う

一日の過ごし方

3歳未満児

保育開始 順次登園	7:15
クラス別保育	8:30
おやつ 遊び	9:30
食事	11:00
	12:00
午睡	12:30
	13:00
おやつ 遊び	15:00
順次降園	17:00
延長保育	18:15
保育終了	19:15

3歳以上児

保育開始 順次登園	
クラス別保育	
遊び活動	
食事	
午睡	
おやつ 遊び	
順次降園	
延長保育	
保育終了	

年間行事

行事名	ねらい	
入園進級式	入園、進級を喜び合い、保育園生活に期待を持つ	入園進級を保護者・職員が一堂に会し、新しい1年のスタートの日を大切にしたいと考えている。
プール開き	プール遊びに期待を持つ	水を楽しいもの出来るような工夫を年齢毎に考え、水の中のゲーム、水遊びをして夏のスタートにする
七夕 笹もやし	昔からの行事を伝えていく	
お泊り保育	一人ひとりが自分の思いを出し、友だちと力を合わせて楽しいお泊り保育にする。 ・みんなで泊まれたことを喜び、自信をつける。 ・友だちや職員とのつながりを深める。	一番大きいクラスのひまわりが家族のもとを離れて保育園に泊ります。友だちと協力して夕食を作ったり、楽しい経験を共にする中で「泊まれた」ということが自信につながり、仲間との関係を深める機会にしています。
夏祭り	夏の夜のひとときを親子、職員、地域のこども達と楽しく過ごし親睦を深める。	保護者と共催で行う行事。盆踊り、ゲームなどで当日の夜は子どもたちが楽しめます。この準備を通し保護者もつながりができます。
プールじまい	プール遊びの最終日をみんなで楽しみ、これで終わりという区切りにする。	プールが楽しかった！そんな思いを持ちつつ来年へ期待をつなげ区切りの日としています。
運動会	思い切りからだを動かし、友だちと一緒に力を発揮する。	0歳児から5歳児まで全園児が参加します。一人ひとりが自分の力を精一杯出し、友だちとも力を合わせてクラスごとの競技に取り組みます。
芋堀り	・(乳)掘りたての芋の感触を知って喜ぶ。 ・(幼)土に親しんで秋の味覚を味わう。	秋の自然を体感できるように年齢にあう参加の仕方を考え、芋や土に触れます。
焼き芋、芋煮	・季節ならではの食文化を体験する。 ・地域の人と交流する。	
こどもまつり	みんなで一緒に遊んで楽しめるまつりにする。	幼児が中心に考えたごっこの世界を1カ月かけて準備、乳児はその世界を当日楽しみにお客さんになります。幼児はそこで役割を楽しみます。
もちつき	・昔からの行事を伝えていく。 ・つきたてのおもちを食べる。	
春の会(園によって名称が違います)	大きくなったことを喜び合う。	一年間に子どもたちは心も体もグンと成長します。各クラスで「こんなことができるようになったよ」と見せ合う中で大きくなったことを認め合い喜び合います。
クッキーパーティー	5歳の卒園をみんなで祝う。	5歳児に乳児の思いや3・4歳からの一年間の感謝の思いを伝えるパーティー
卒園式	みんなに支えられ、仲間と共に成長したことを新たな出発の機会にする。	卒園と新たな生活へのスタートを祝います。在園児は4歳児が代表で式に出席します。
保育参観	日ごろの保育園での様子を見てもらいます。	
懇談会		
遠足	春・秋・卒園遠足・乳児遠足または合同遠足	
誕生日	毎月	その月の生まれの子の誕生を乳児、幼児それぞれで祝います。誕生児紹介やお楽しみの会を毎月工夫して行っています。

おわりに

今、保育園に入れず待機している子ども「待機児童」が大きな社会問題になっています。そんな折、政府は認可保育園の増設をするどころか最低基準を引き下げ待機児童解消を図ろうとしています。これは単に詰め込み保育といわれるものです。

また「新たな保育の仕組み」として保育をサービスと位置づけ保育園を選ぶことから自己責任となる制度を導入しようとしています。これは保育に関する自治体の公的責任の後退であり家庭の経済力による保育の格差や質の低下、保護者の負担の増加が生まれることにつなが

この流れの中で国立ではコスト削減を理由に公立保育園の民営化問題が起こりました。

しかし、私たちはこのような動きに対し国立市としての保育水準を守り、公立保育園の積み重ねてきたことを継続していくためにも撤回を求めて行政に訴えてきました。

多くの市民や保護者とともに闘い、民営化案を一旦取り下げたことも記憶に新しいことです。

公立保育園の必要性や役割を私たちが保護者と共有しながら共同で問題解決に取り組んでいくことが大切なことだと改めて認識しました。

私たちが日々行っている「保育とは？」いったい何なのだろうと改めて考えてみるとやはり“こどもを大切にすること”につきるのだと感じています。

保育園では人と人とのつながり＝共感する思いを大事にし、そこで生じたいろいろな問題も人と人との関わりで解決してきました。

地域社会が崩壊しているといわれている現代では、育児を自分一人に任せられ孤独で子育ての楽しさを見失い大変さだけがのしかかっている母親が増えています。

保護者とともに成長を喜びあえる場として保育園がこれからも人の育ちに関わっていければよいと思っています。

私たちは40年間の公立保育園の歩みの中で“受け継がれてきたこと”“学ばなければいけないこと”を若い世代にも伝えていくことを強く感じています。

保育の歴史を辿りながら今後も、「公立保育園をなくしたくない！」という思いとともに子どもたちを安心してあずけられる地域の拠点としての保育園を目指していきたいと考えています。

国立市職員組合保育園部会

『保育審議会での私立保育園園長会としての意見』

国立市私立保育園長会
会長 佐伯元行

第5回審議会のあとに私立保育園園長会では話し合いをもち、公私を問わず国立市の子どもたちが健やかに育つことを願い日々努力を積み重ねていることをお互いが認め合い確認する必要があると思っております。

よって私立園長会は、公立保育園の民営化問題についてその可否について会としての統一見解や意見表明等をいたしておりません。

私立保育園は市内に公立保育園ができるまで国立の保育の基盤を作り上げ、長い歴史を有し地域の子育ての一環を担ってまいりました。各園はその特徴を活かし懸命に運営に腐心しております。

公立同様に私立保育園も毎月園長会を開催し、市の所管担当の職員の方のご出席をいただき行政側からの保育行政のについてのご説明やご指導、協力要請等をいただき、園長会としての意見交換をしております。同様に主任会を毎月開催し各園の情報交換をし、それぞれの園の良いところを取り入れる努力をしております。また、主任会主催の外部講師を招いて時局に合った講演会を毎年開催しており今年度は汐見稔幸白梅学園大学学長をお招きして2月13日に実施いたしました。勿論、各園独自に専門性の強化のため園の内外を問わず積極的に研修に参加しスキルアップに努めております。私立園も十分に専門性を育てていける施設形態であると考えます。

また、児童相談所や公的機関がその対応に公私で連携に違いがあるなどということはありませんし又、あってはならないことです。（このことは関係者に確認しております）

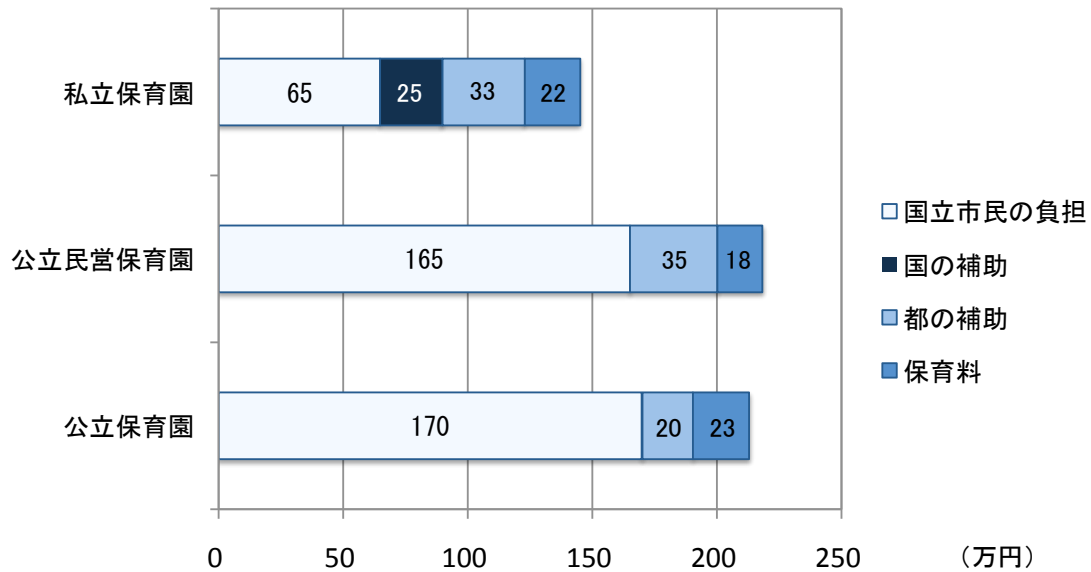
更に「園庭の狭さ、耐震工事の遅れ、臨時雇用職員への依存拡大・・・」についてであります。各園とも設置基準に則り東京都の認可を受けています。職員の配置についても基準を満たしております。更に、公立保育園は実施していない「福祉サービス第三者評価」を受審して全保護者の無記名アンケートや評価機関の意見・指導を受けるなど広く意見をいただいて園の運営にあたってお

ります。

公設民営の北保育園について「公立と私立の狭間で宙に浮いた状況」とありますが運営の責任は国立市にあります。決して宙に浮いておりません。先ほど述べました主任会主催の研修にも参加しております。

臨時職員の雇用にはどこの園も苦心している現状があります。私立園では正規職員の補充が必要な場合は出来るだけ臨時職員（非常勤職員）からの登用をするなどの方策を取っており条件整備に努めております。私共は国立市の要請に出来るだけ協力をして保育需要に応えたいと腐心しており、設置基準や職員配置基準に抵触するようなことは一切ありませんので、ご承知おき下さい。

国立市の子育てについては市当局は勿論のこと、公私の保育園、幼稚園、保護者が力を合わせて取り組む課題であると思います。いたずらに公私のどちらが良いとか優れているとかという問題ではなくお互いに協力し、特色ある運営を心掛けていくことが涵養と思慮いたします。



出所)『平成 20 年度 事務報告書』を基に作成

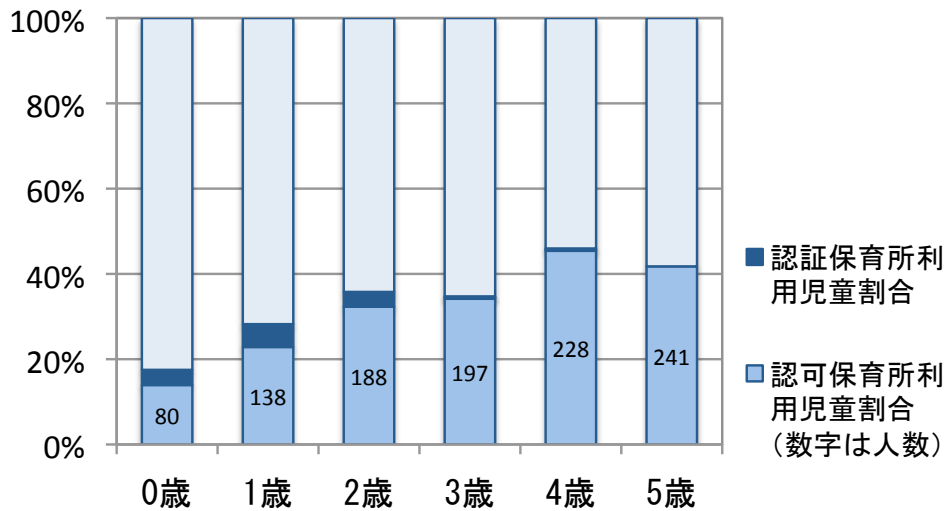
図表 1 : 市内児童 1 人当り年間保育経費の負担構成

	0 歳	1・2 歳	3 歳	4・5 歳	平均
公立 (4 園)	555 万円	316 万円	137 万円	113 万円	213 万円
公立民営 (1 園)	449 万円	274 万円	144 万円	125 万円	218 万円
私立 (6 園)	384 万円	219 万円	95 万円	79 万円	145 万円
公私平均	454 万円	258 万円	113 万円	93 万円	182 万円
保育料上限	59.4 万円	59.4 万円	30 万円	30 万円	-

出所)『平成 20 年度 事務報告書』を基に作成

注 1) 年齢別費用の比率は国基準の保育単価の比率に等しいと仮定し、それぞれの設置者ごとの費用をその年齢別費用の比率で案分して年齢別の費用を推計した(表中の年齢別費用の比率が国基準の保育単価の比率に等しい)。国基準の保育単価の比率の計算には、14/100 地域、91 人～120 人の規模、園長設置の保育所の基本分保育単価を用いた。
 注 2) 公立民営保育所は小規模(定員 59 人)で、国基準の保育単価(46～60 人規模)では低年齢児が割高になっており、他の保育所とは若干異なる費用構造となった。また、この保育所では市外の児童を比較的多く受け入れており、その数を差し引いた児童数で平均費用を求めると公立保育所の平均よりも高くなった。市外の児童を含む人数で平均費用を求めると 1 人当りの年間経費は公立保育所の平均費用よりも低くなる。

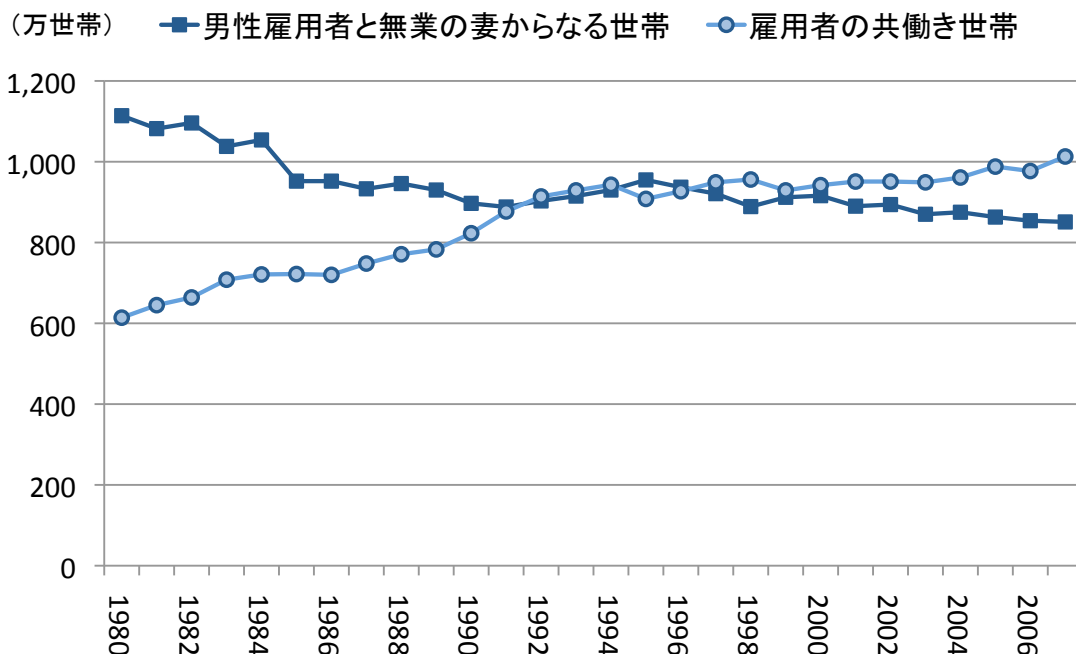
図表 2 : 市内児童 1 人当り年間保育経費の年齢別推計(概数)



注1) 各年齢の人口は、2010年1月1日現在の数字(国立市ホームページ)。

注2) 各年齢の人口は現在の約550人から徐々に減少し、2035年には320人程度になると推計される(国立社会保障・人口問題研究所推計の0～4歳児人口の平均値)。しかしながら、乳幼児を持つ女性の労働参加率の上昇等を考慮すれば、保護者の育児休暇が終わる1歳児の保育所利用者は、25年後を見据えてもなお相当数増加させる必要があるように思われる。

図表3：認可保育所利用児童の年齢別人口に占める割合



出所)『平成20年版 少子化社会白書』第1-3-1図 共働き等世帯の推移

図表4：共稼ぎ世帯の増加傾向(全国)